

# 令和7年度 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 ＜ 次 第 ＞

令和7年5月23日（金）

18：30～20：30

緑区役所 4AB会議室

- 1 令和6年度事業完了報告及び決算について【事前送付】
  - (1) 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則 資料1-1…P3
  - (2) 令和6年度緑区地域防災活動事業完了報告書 資料1-2…P5
  - (3) 令和6年度緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書 資料1-3…P6
  - (4) 令和6年度監査報告書 資料1-4…P7
  
- 2 令和7年度事業計画及び予算（案）について【事前送付】
  - (1) 令和7年度緑区地域防災活動事業計画書（案） 資料2-1…P9
  - (2) 令和7年度緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（案） 資料2-2…P10
  
- 3 役員の改選について  
緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿 資料3-1, 3-2…P11, 13
  
- 4 各地域防災拠点の訓練について
  - (1) 各地域防災拠点の訓練について 資料4-1…P15
  - (2) 地域防災拠点運営研修のご案内について 資料4-2…P21
  - (3) 横浜防災ライセンス事業について 資料4-3…P35
  
- 5 その他
  - (1) 新たな「横浜市地震防災戦略」について（危機管理室） 資料5-1…P37
  - (2) ペットの同行避難について（生活衛生課） 資料5-2…P43
  - (3) 地域防災拠点の備蓄品の配送・回収及び  
防災備蓄庫適正管理支援の実施について 資料5-3…P61
  - (4) 妊産婦・乳幼児の災害対策について 資料5-4…P71
  - (5) 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について 資料5-5…P73
  - (6) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修について 資料5-6…P79
  - (7) 地域防災拠点運営委員に関する調査について 資料5-7…P83
  - (8) 女性視点を取り入れた避難所運営物品等の購入について 資料5-8…P85
  - (9) 資機材の使用・維持管理について 資料5-9…P87
  - (10) 災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について 資料5-10…P89
  - (11) 防災拠点備蓄庫の点検について 資料5-11…P91
  - (12) 緑区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について 資料5-12…P93
  - (13) 連絡体制の確保について 資料5-13…P97
  - (14) 地域防災活動奨励助成金の申請及び報告について 資料5-14…P99

【提出書類等】 別添1～23

【参考資料】（席上配布）

- ① 「多文化共生の視点を取り入れた防災出前講座」のご案内について
- ② 横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱
- ③ 災害時のペット対策（ペットとの同行避難対応ガイドライン）

## 令和7年度緑区地域防災拠点名簿

2025/5/23

| No. | 拠点        | 拠点所在地        | 令和7年度<br>運営委員会委員長 | 参 与                     | 備 考      |
|-----|-----------|--------------|-------------------|-------------------------|----------|
| 1   | 東本郷小学校    | 東本郷5-40-1    | ☆渡辺 勇一            | 芝 係長<br>堀部 係長           | 総務課      |
| 2   | 東鴨居中学校    | 鴨居3-39-1     | 砂原 肇              | 佐藤 係長<br>川口 係長          | こども家庭支援課 |
| 3   | 鴨居小学校     | 鴨居4-7-15     | 中野 隆              | 青柳 課長<br>本多 係長<br>藤 係長  | 戸籍課      |
| 4   | 緑小学校      | 鴨居5-19-1     | 相川 潤一             | 山田 係長<br>神田 係長          | 税務課      |
| 5   | 鴨居中学校     | 鴨居5-12-35    | 三田 修              | 水原 課長<br>高橋 係長<br>千葉 係長 | 生活支援課    |
| 6   | 竹山小学校     | 竹山3-1-16     | 吉川 勝              | 鈴木 課長<br>高橋 係長<br>上野 係長 | 保険年金課    |
| 7   | 上山小学校     | 上山2-5-1      | ☆島田 潤             | 市原 係長<br>渡邊 係長          | 生活支援課    |
| 8   | 中山中学校     | 寺山町653-21    | 臼井 孝一             | 岡部 係長<br>橋本 係長          | 福祉保健課    |
| 9   | 中山小学校     | 中山4-16-1     | ☆古内 敏子            | 森下 課長<br>太田 係長          | 福祉保健課    |
| 10  | 森の台小学校    | 森の台13-1      | ☆阿部 晴雄            | 伊藤(英) 係長<br>久保田 係長      | 保険年金課    |
| 11  | 山下小学校     | 北八朔町1865-3   | 篠崎 慧              | 大石 係長<br>大山 係長          | 税務課      |
| 12  | 山下みどり台小学校 | 北八朔町2031-3   | 田中 大成             | 工内 係長<br>志田 係長          | 税務課      |
| 13  | 三保小学校     | 三保町1867      | 梅野 宏              | 川崎 課長<br>林 係長<br>岩月 係長  | 生活衛生課    |
| 14  | 新治小学校     | 新治町768       | 荒井 良一             | 坂 係長<br>横山 係長           | 区政推進課    |
| 15  | 十日市場小学校   | 十日市場町1392-1  | 松浦 正義             | 吉田 課長<br>竹田 係長          | 区政推進課    |
| 16  | 十日市場中学校   | 十日市場町1501-42 | 川村 武子             | 竹内 課長<br>榊原 課長<br>花坂 係長 | こども家庭支援課 |
| 17  | 霧が丘学園     | 霧が丘4-3       | ☆藤巻 明広            | 山本 係長<br>田中 係長          | 高齢・障害支援課 |
| 18  | 霧の里       | 霧が丘3-23      | 塚田 順一             | 小川 課長<br>藤木 係長          | 高齢・障害支援課 |
| 19  | いぶき野小学校   | いぶき野14-1     | 井上 敏正             | 白井 係長<br>市川 係長          | こども家庭支援課 |
| 20  | 長津田小学校    | 長津田町2330     | 渡辺 一弘             | 森 係長<br>村山 係長           | 地域振興課    |
| 21  | 長津田第二小学校  | 長津田町2469-3   | ☆前田 實             | 小谷 係長<br>大前 係長          | 地域振興課    |
| 22  | 田奈中学校     | 長津田2-24-1    | ☆渡辺 多果恵           | 瀬谷 課長<br>片山 係長          | 地域振興課    |

☆は新任の委員長になります。委員長が確定していない拠点もありますので、今後変更になることがあります。

## 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

## (目的)

第1条 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)は、緑区内の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、緑区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。

## (役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 監事 1名

2 役員は、構成員の互選によって定める。

3 役員の任期は、次年度の、予算を協議する会議までとする。ただし再任を妨げない。

## (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。

3 監事は、会計を監査する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

## (経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、緑区総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成8年8月8日から施行する。

附則

この会則は、平成28年6月6日から施行する。

## 令和6年度 緑区地域防災活動事業完了報告書

|                      | 事業名・内容  | 期日<br>期間        | 参加<br>人数                 |
|----------------------|---|-----------------|--------------------------|
| 運営<br>に係<br>わる<br>事業 | ○ 防災週間を中心に、4拠点で防災訓練を実施<br>地域防災拠点の開設・避難者受入れ訓練、防災備蓄庫資機材取扱い訓練のほか、デジタル移動無線機を使用した情報受伝達訓練などを実施しました。 | 8月30日<br>～9月30日 | 運営委員、地域<br>住民等<br>2,785人 |
|                      | ○ 防災とボランティア週間を中心に、21拠点で防災訓練を実施<br>避難者受入訓練や防災備蓄庫資機材取扱い訓練等を実施しました。                              | 10月1日<br>～3月31日 | 運営委員、地域<br>住民等<br>5,741人 |
| 管理<br>に係<br>わる<br>事業 | ○ 防災備蓄庫資機材点検（区防災担当実施）<br>各地域防災拠点に整備されている資機材等の点検を、清水商工への委託による支援形式で行いました。                       | 7月、2月           |                          |

## 令和6年度 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 事業決算書

## 1 収入の部

単位:円

| 項 目    | 予 算 額     | 収 入 済 額   | 増 △ 減 | 説 明        |
|--------|-----------|-----------|-------|------------|
| 横浜市助成金 | 2,640,000 | 2,640,000 | 0     | @12万円×22拠点 |
|        |           |           |       |            |
| 収入合計額  | 2,640,000 | 2,640,000 | 0     |            |

## 2 支出の部

単位:円

| 項 目                 | 予 算 額     | 支 出 済 額   | 増 △ 減 | 説 明 |
|---------------------|-----------|-----------|-------|-----|
| 地域防災活動奨励助成金         | 2,640,000 | 2,640,000 | 0     |     |
| 【内訳】                |           |           |       |     |
| 1. 東本郷小学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 2. 東鳴居中学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 3. 鴨居小学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 4. 緑小学校地域防災拠点       | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 5. 鴨居中学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 6. 竹山小学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 7. 上山小学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 8. 中山中学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 9. 中山小学校地域防災拠点      | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 10. 森の台小学校地域防災拠点    | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 11. 山下小学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 12. 山下みどり台小学校地域防災拠点 | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 13. 三保小学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 14. 新治小学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 15. 十日市場小学校地域防災拠点   | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 16. 十日市場中学校地域防災拠点   | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 17. 霧が丘学園地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 18. 霧の里地域防災拠点       | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 19. いぶき野小学校地域防災拠点   | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 20. 長津田小学校地域防災拠点    | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 21. 長津田第二小学校地域防災拠点  | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 22. 田奈中学校地域防災拠点     | (120,000) | 120,000   | 0     |     |
| 支出合計                | 2,640,000 | 2,640,000 | 0     |     |

(第10号様式)

令和7年5月7日

緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会長 塚田 順一 様

緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事 松浦 正義 

## 監 査 報 告 書

緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和6年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和7年5月7日
- 2 監査対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 監査事項
  - (1) 令和6年度緑区地域防災活動事業完了報告書
  - (2) 令和6年度緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書及び関係書類
- 4 監査の結果及び意見  
監査の結果、その正確なことを認めます。





令和7年度 緑区地域防災活動事業計画書 (案)

|                                      | 事業名・内容  | 期日<br>期 間                      | 参 加<br>人 数          |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|---------------------|
| 運<br>営<br>に<br>係<br>わ<br>る<br>事<br>業 | ○防災週間を中心に、各拠点で防災訓練を実施<br>避難参集訓練、地域防災拠点の開設・避難者受入れ訓練、避難場所の区割り訓練、防災備蓄庫資機材取扱い訓練のほか、デジタル移動無線機を使用した情報受伝達訓練などを実施します。<br>(22か所の地域防災拠点で実施します。) | 随時                             | 運営委員、地域住民 (約3,000人) |
|                                      | ○防災とボランティア週間を中心に、各拠点で防災訓練を実施<br>参集訓練や防災備蓄庫資機材取扱い訓練等を実施します。  | 随時                             | 運営委員中心 (約6,000人)    |
| 管<br>理<br>に<br>係<br>わ<br>る<br>事<br>業 | ○防災備蓄庫資機材点検 (区防災担当実施)<br>地域防災拠点に整備されている資機材等の点検を、業者委託による支援形式で、全22か所の地域防災拠点で年2回実施します。   | 7月～8月 (夏季)、1月～2月 (冬季) を中心に実施予定 |                     |

## 令和7年度 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書(案)

## 1 収入の部

単位:円

| 項目     | 予算額       | 前年度予算額    | 増△減 | 説明         |
|--------|-----------|-----------|-----|------------|
| 横浜市助成金 | 2,640,000 | 2,640,000 | 0   | @12万円×22拠点 |
|        |           |           |     |            |
| 収入合計額  | 2,640,000 | 2,640,000 | 0   |            |

## 2 支出の部

単位:円

| 項目                  | 予算額       | 前年度予算額    | 増△減 | 説明 |
|---------------------|-----------|-----------|-----|----|
| 地域防災活動奨励助成金         | 2,640,000 | 2,640,000 | 0   |    |
| 【内訳】                |           |           |     |    |
| 1. 東本郷小学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 2. 東鴨居中学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 3. 鴨居小学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 4. 緑小学校地域防災拠点       | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 5. 鴨居中学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 6. 竹山小学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 7. 上山小学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 8. 中山中学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 9. 中山小学校地域防災拠点      | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 10. 森の台小学校地域防災拠点    | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 11. 山下小学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 12. 山下みどり台小学校地域防災拠点 | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 13. 三保小学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 14. 新治小学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 15. 十日市場小学校地域防災拠点   | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 16. 十日市場中学校地域防災拠点   | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 17. 霧が丘学園地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 18. 霧の里地域防災拠点       | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 19. いぶき野小学校地域防災拠点   | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 20. 長津田小学校地域防災拠点    | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 21. 長津田第二小学校地域防災拠点  | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 22. 田奈中学校地域防災拠点     | (120,000) | (120,000) | (0) |    |
| 支出合計                | 2,640,000 | 2,640,000 | 0   |    |

| 委員                      |        | 役職  |
|-------------------------|--------|-----|
| 東本郷小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 高橋 紀道  |     |
| 東鴨居中学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 砂原 肇   |     |
| 鴨居小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 佐藤 義勝  |     |
| 緑小学校地域防災拠点運営委員会 代表      | 相川 潤一  |     |
| 鴨居中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 三田 修   |     |
| 竹山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 吉川 勝   |     |
| 上山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 大島 行雄  |     |
| 中山中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 臼井 孝一  | 副会長 |
| 中山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 齋藤 宏和  |     |
| 森の台小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 岸 充信   |     |
| 山下小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 篠崎 慧   |     |
| 山下みどり台小学校地域防災拠点運営委員会 代表 | 田中 大成  |     |
| 三保小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 榎野 宏   |     |
| 新治小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 荒井 良一  |     |
| 十日市場小学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 松浦 正義  | 監事  |
| 十日市場中学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 川村 武子  |     |
| 霧が丘学園地域防災拠点運営委員会 代表     | 鏡山 和男  |     |
| 霧の里地域防災拠点運営委員会 代表       | 塚田 順一  | 会長  |
| いぶき野小学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 井上 敏正  | 副会長 |
| 長津田小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 渡辺 一弘  |     |
| 長津田第二小学校地域防災拠点運営委員会 代表  | 羽上田 昌彦 |     |
| 田奈中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 藤野 正義  |     |

緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会名簿（令和7年度版）

資料3-2

令和7年5月23日現在

| 委員                      |        | 役職  |
|-------------------------|--------|-----|
| 東本郷小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 渡辺 勇一  |     |
| 東鴨居中学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 砂原 肇   |     |
| 鴨居小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 中野 隆   |     |
| 緑小学校地域防災拠点運営委員会 代表      | 相川 潤一  |     |
| 鴨居中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 三田 修   |     |
| 竹山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 吉川 勝   |     |
| 上山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 島田 潤   |     |
| 中山中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 白井 孝一  | 副会長 |
| 中山小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 古内 敏子  |     |
| 森の台小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 阿部 晴雄  |     |
| 山下小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 篠崎 慧   |     |
| 山下みどり台小学校地域防災拠点運営委員会 代表 | 田中 大成  |     |
| 三保小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 梅野 宏   |     |
| 新治小学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 荒井 良一  |     |
| 十日市場小学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 松浦 正義  | 監事  |
| 十日市場中学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 川村 武子  |     |
| 霧が丘学園地域防災拠点運営委員会 代表     | 藤巻 明広  |     |
| 霧の里地域防災拠点運営委員会 代表       | 塚田 順一  | 会長  |
| いぶき野小学校地域防災拠点運営委員会 代表   | 井上 敏正  | 副会長 |
| 長津田小学校地域防災拠点運営委員会 代表    | 渡辺 一弘  |     |
| 長津田第二小学校地域防災拠点運営委員会 代表  | 前田 實   |     |
| 田奈中学校地域防災拠点運営委員会 代表     | 渡辺 多果恵 |     |

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 各地域防災拠点の訓練について

## 1 基本方針

地域の防災力を向上させるために、各地域防災拠点運営委員会が主体となり、各拠点を会場として訓練を実施します。

## 2 訓練の目的

- (1) 地域の方々が主体となって、地域防災拠点運営の実践的な訓練を行うことで、いざという時に迅速かつ的確な拠点運営が行われることを目指します。
- (2) 拠点の役割を広く周知し、相互の連携協力体制を強めるとともに、防災意識の高揚を図ります。
- (3) 各地域防災拠点と区災害対策本部との情報受伝達訓練を実施し、発災時、最も重要となる「正確な情報の受伝達」を確立する体制を整備します。

## 3 実施期間

随時

## 4 訓練内容

大地震発生時、各地域の防災拠点を迅速かつ的確に運営できるよう、「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を参考に、運営委員会の役員や地域住民参加による自主的な訓練をお願いします。

具体的な訓練内容は、各運営委員会で決定し、区役所は訓練の実施を支援します。

## 参考（主な訓練実施内容）

- ・ 移動式炊飯器による炊き出し訓練
- ・ 災害時下水直結式仮設トイレ（ハマッコトイレ）の組み立て訓練
- ・ 女性視点を取り入れた地域防災拠点運営訓練
- ・ ペット同行避難訓練
- ・ 防災備蓄庫における生活資機材（応急給水栓、発電機、投光器等）の取扱い訓練
- ・ 学校の開錠、校舎被害状況の確認、避難者受付の準備、各班割振り等の地域防災拠点開設訓練
- ・ 避難者カードの記入、避難者リストの作成等の避難者受入訓練
- ・ ガムテープや段ボール等を活用し体育館等の占有スペースを割振る避難場所割振り訓練

- ・災害時要援護者避難支援訓練（要援護者宅での安否確認、地域防災拠点への避難誘導等）
- ・スターターキットを活用した、女性の視点を取り入れた避難所づくり

## 5 デジタル移動無線機による情報受伝達訓練

各地域防災拠点に設置されているデジタル移動無線機を使用し、区災害対策本部との情報受伝達訓練へのご協力をお願いします。

## 6 計画書の提出

訓練の実施に伴い、別添1「訓練計画書」を訓練2か月前までに、また、別添2「訓練報告書」を訓練終了後30日以内に、別添3「訓練実施予定表」を6/27（金）までに、各拠点参与を通じてご提出ください。

## 7 地域防災拠点動員者研修・訓練（拠点訓練を実施する場合）

大地震の発生に伴い、地域防災拠点へ約6名、本市職員が動員する計画となっています。今年度の地域防災拠点訓練日程に合わせ、各防災拠点へ動員者を参集し、区役所参与などが中心となり、動員者への訓練や研修会を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 【動員者研修・訓練の主な実施内容】

- ・地域防災拠点運営委員会、学校関係者等との顔合わせ
- ・防災備蓄庫の確認・点検
- ・デジタル移動無線機を活用した情報受伝達訓練
- ・災害時安否情報システム操作訓練（避難者情報の入力）
- ・地域防災拠点訓練見学など

## 8 その他

令和7年度からの横浜市防災服貸与規則の変更に伴い、防災服の運用方法が変更されました。そのため、訓練時に防災服を着用できない場合があること、あらかじめご承知おきください。

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL：930-2208

FAX：930-2209

# 防災訓練実施のご案内

水道局青葉水道事務所

資料4-1別紙1

震災時であっても水を確保することは不可欠です。

このため、現在水道局では、水道施設の耐震化（公助）を進めつつ、地域防災拠点訓練等の中で、地域の皆様に自助・共助の取組の推進をお願いしています。

災害時の水の確保のために、次の2つの訓練等を実施いたしますので、地域防災拠点訓練の企画・検討の参考としてくださいますようお願いいたします。

## 実施内容

### 1 災害時の水に関する説明（所要時間：10～15分程度）

「地震で水が出なくなったら…？」をテーマに、災害時の水についてお話させていただきます。すべての地域防災拠点が対象となりますが、緊急給水栓が設置されている場所では、この施設を使った応急給水の訓練も可能ですので、お気軽にお声がけください。

### 2 災害用地下給水タンク組み立て訓練

災害用地下給水タンクは、災害時には地域の方々によって蛇口等を組み立てて、給水していただくものです。いざという時に組み立てられるよう、実技訓練等を実施します。

（対象）緑区内において災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

鴨居中学校・十日市場中学校・中山中学校・いぶき野小学校・長津田第二小学校・東本郷小学校・三保小学校・山下小学校（全8校）

（1）＜少人数向け＞ 防災拠点運営委員会委員又は発災時に応急給水を担当される地域住民の方々（10人程度）に、応急給水装置の組み立てや操作など実技訓練を行います。

（所要時間：30～45分程度）

（2）＜大人数向け＞ 全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方（5人程度）に組立作業を体験していただきます。

（所要時間：15～20分程度）

なお、発災時に災害用地下給水タンクの開設補助を担うこととなる横浜市管工事協同組合からも訓練に参加する予定です。

## お申込み・お問い合わせは…

別添4「防災訓練申込書」により、地域防災拠点参与（各拠点担当区役所責任職）経由で水道局青葉水道事務所にお申し込みください。

### 【問い合わせ先】

水道局青葉水道事務所 事務係

電話：045-974-2331 FAX：045-974-3127

メール：[su-aobasuidou@city.yokohama.jp](mailto:su-aobasuidou@city.yokohama.jp)





**大地震だ!**電話もケータイも  
通じない!

私達はそんな時の情報伝達で貢献する緑区のボランティアです

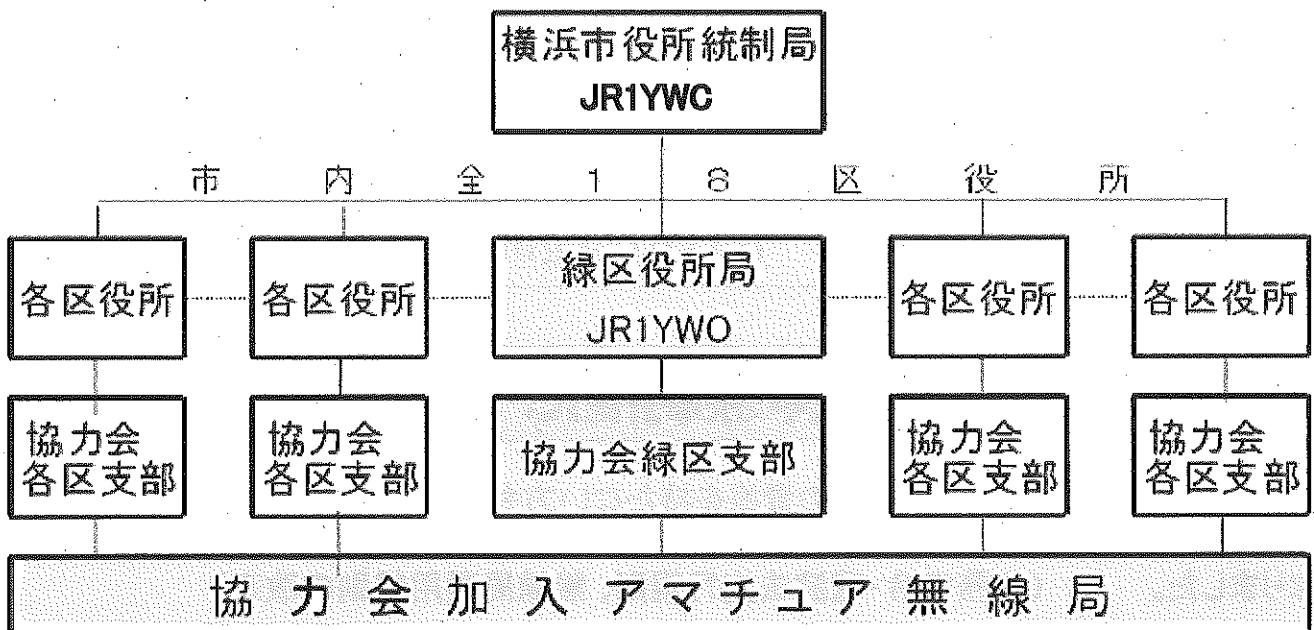
## 横浜市アマチュア無線非常通信協力会 緑区支部

非常通信とは、地震や洪水などの非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電話などの通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保などのために行われる無線通信です。(電波法第52条4号)

2011年の東日本大震災では、多数のアマチュア局が、地方自治体に協力するなどして、被害情報の収集や安否情報の伝達等、人命の救助や災害の救援等のための非常通信を実施し、社会的に大きな貢献をしました。

横浜市では1972年に市と協定を締結し「横浜市アマチュア無線非常通信協力会」が発足し、1974年に各区役所にアマチュア無線局が設置されました。

### 横浜市アマチュア無線非常通信協力会の組織図



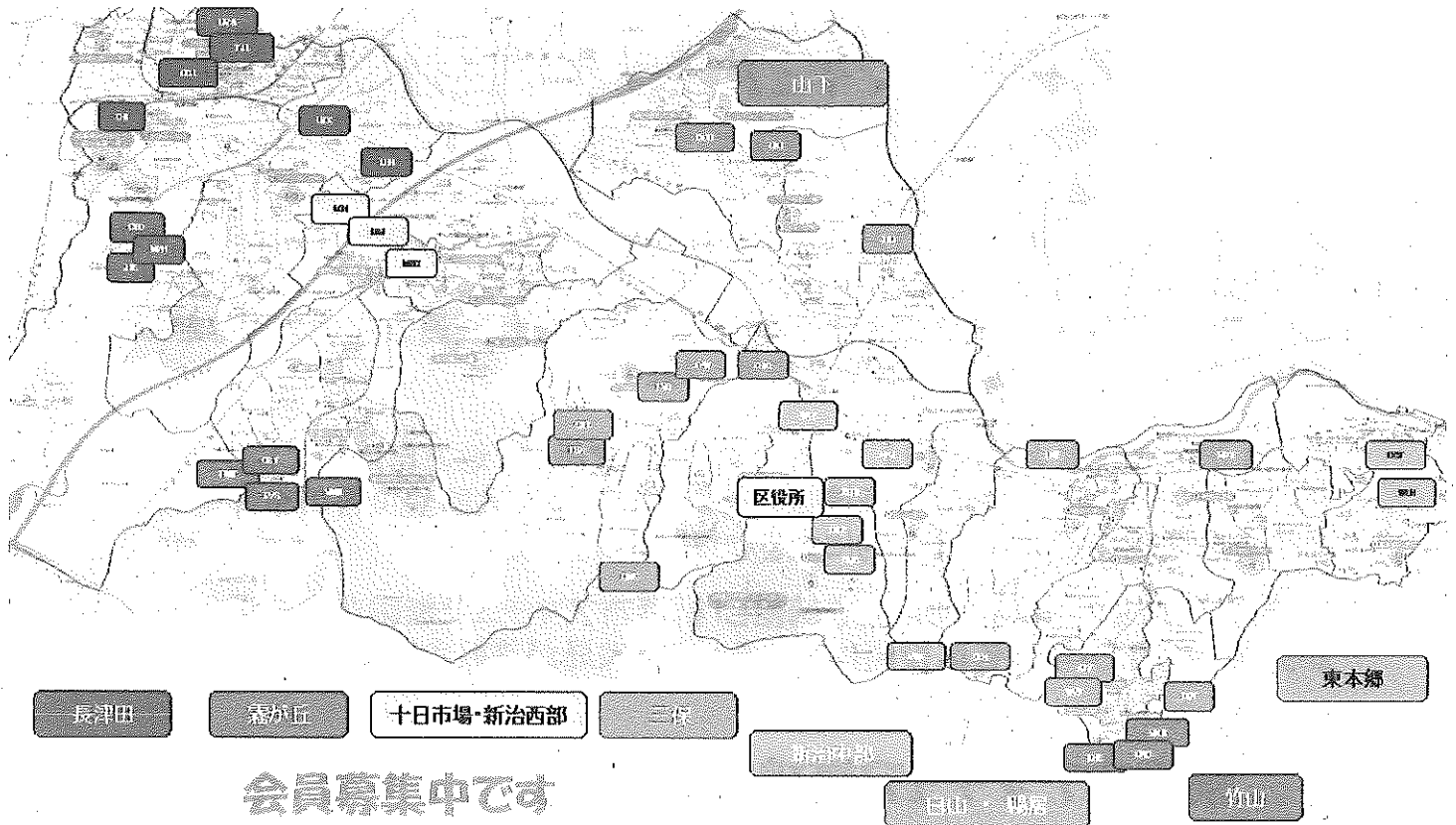
### 活動へのご理解とお願い

大規模災害に備えるため、地域防災拠点訓練にあわせた通信訓練を区内21の全拠点で実施しています。訓練時には是非お声がけや質問をいただき当会の活動をご理解願います。ボランティア活動であるため実際に災害が発生した時には十分な活動ができないことも予想されますが、日頃から地域の皆さんとの交流を深めてお役に立ちたいと考えています。19

# 緑区会員の状況

2025年3月末 会員数43名

会員不在または1名のエリア:長津田みなみ台、新治西部、森の台、東鴨居



会員募集中です

無線従事者免許保有者は大歓迎です。  
免許を取得して活動したい方も下記へご連絡下さい。

ホームページ <https://jr1ywo.jimdofree.com>

メール [jr1ywo@gmail.com](mailto:jr1ywo@gmail.com)

## アマチュア無線の体験制度について (2023年~)

2023年3月よりアマチュア無線の資格を持たない方もアマチュア無線の体験ができるようになりました。また、非常災害時や緊急時に他人の依頼による通報を行うことができるようになりました。(総務省令・電波法施行規則、無線局運用規則の改正)

- ・ アマチュア無線有資格者の下で、体験者が無線設備の操作・交信を行うことができます。
- ・ 連絡の開始設定、終了に関する通信操作は、有資格者が行います。

この制度を活用して、地域防災拠点訓練時に訓練参加者による無線通信の体験が可能となります。またこの体験を契機にアマチュア無線の資格を取得したい方の支援などをさせていただきます。

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

令和7年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方を対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

(1) 集合研修

地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものになりますが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講いただけます。

2 添付資料

- (1) 別紙1 「令和7年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙2-1 「令和7年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

緑区総務課危機管理担当  
野木・伊藤・渡邊・石割  
TEL：930-2208  
FAX：930-2209



## 令和7年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

### 1 研修対象者

地域防災拠点運営委員の方が受講できます。

※ 地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

### 2 研修内容

#### (1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 導入  | 「地域防災拠点について」  |   |
| 第1部 | 【講義】「避難所運営は開設時がポイント」<br>講師：和泉 禮子 氏<br>(旭区東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員長) | 地域防災拠点運営委員長の方にご登壇いただき、『避難所開設』や『開設から運営への移行』のポイントについてお話しいただきます。 |
| 第2部 | 【グループワーク】<br>「避難所運営の模擬体験をしよう」                                 | 図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか体験します。                  |

#### (2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

|     | 日程       | 時間         | 場所   | 定員   |
|-----|----------|------------|------|------|
| 第1回 | 8月23日(土) | 9:30~12:30 | 栄区役所 | 約60名 |
| 第2回 | 9月6日(土)  | 9:30~12:30 | 南区役所 | 約60名 |
| 第3回 | 9月27日(土) | 9:30~12:30 | 緑区役所 | 約60名 |

### 3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

#### 【二次元コード】



#### 【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

**申込期限：令和7年7月23日(水)まで**

※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認の上、お申し込みください。

※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。

※ お申込の重複にご注意ください。また、お申込み完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取り消しができません。お申し込み内容の変更・取り消し等をご希望の場合は、以下「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。

※ 「横浜市電子申請・届出システム」によるお申し込みが難しい場合には、次ページの「5 お問合せ先」までご相談ください。

## 4 申込者への受講決定連絡

8月初め頃、総務局地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

お申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。お申し込みの際には、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いいたします。  
※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

## 5 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（納、帆高、福田）

電話番号：045-671-2011

## 6 その他

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は、**本研修は中止**とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

### 【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

## 令和7年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

### 1 研修対象者

どなたでも受講できます。お申込みも不要です。

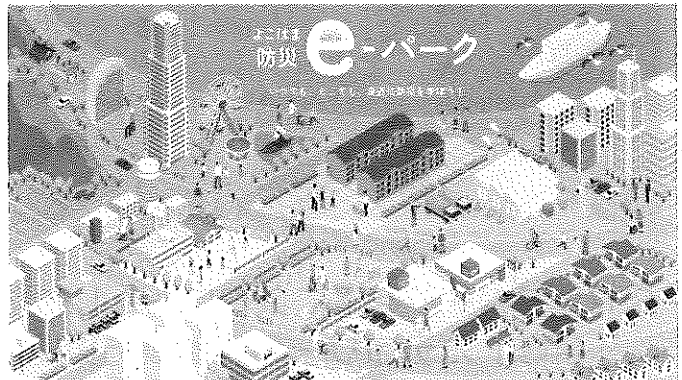
### 2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講をお願いします。

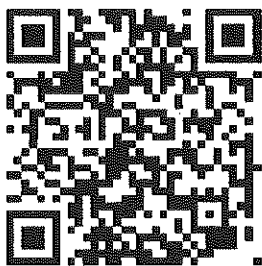
「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3 受講可能期間

いつでも受講できます。（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

### 4 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（納、帆高、福田）

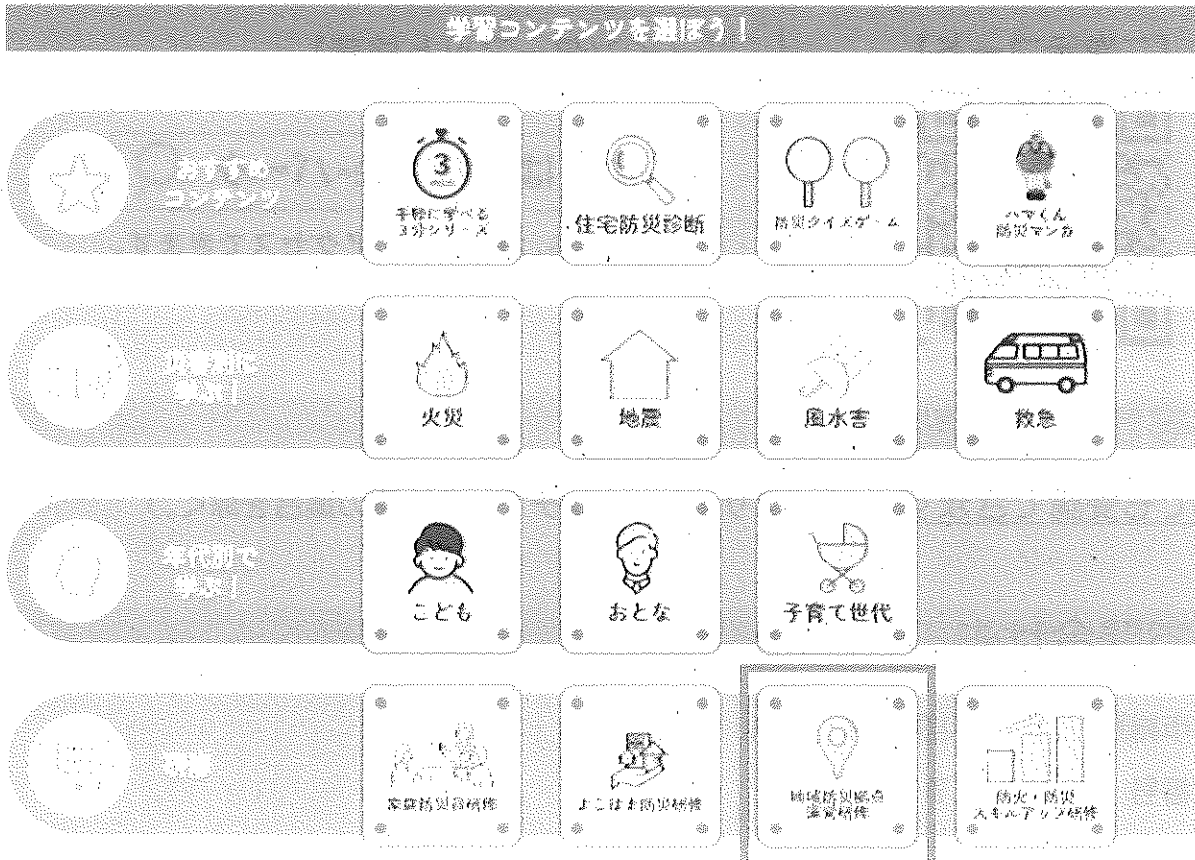
電話番号：045-671-2011

## 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう！」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。





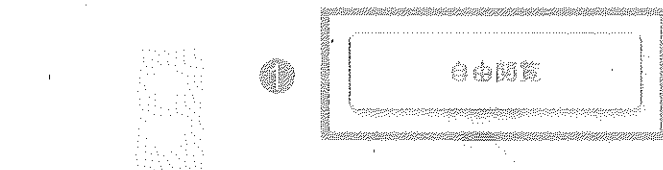
- ③ 「**①登録なしで自由に閲覧**」又は「**②ログインして受講\***」が可能です。
- ※ 修了証の発行を希望する場合は、「ログイン」のうえ、ご受講ください。
  - ※ 新規登録を希望する場合は、「新規登録」ボタンからご登録ください。

新規登録・ログイン

登録なしで自由に閲覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に閲覧することができます。  
 ※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。  
 学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

自由閲覧希望(登録なし)の場合は、  
 こちらのボタンを押すと  
 すぐに動画をご視聴いただけます

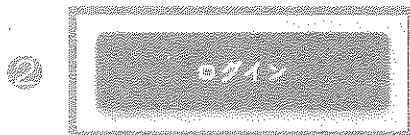


ログイン

ニックネーム

パスワード

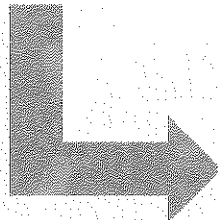
ニックネーム、パスワードが不明になった方は再度新規登録をしてください。



初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

新規登録の方法はこちら



新規登録(1)

**新規登録**

よこはま商大のページに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一覧保存）や修了証の発行ができます。【お名前と生年月日を入力して登録ください】

※ニックネーム (09) とパスワードは、必ずお読みください。  
 ※ニックネーム (09) 及びパスワードを登録された日、内容、新規登録をお願いします。  
 ※修了証の発行には、登録が必要です。（修了証発行する場合は、卒業生の登録が必要です）

ニックネーム

姓の初め文字(01)と名(09)をお読みください

パスワード

パスワード(09)とパスワード(09)をお読みください

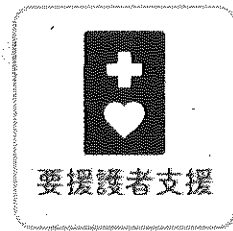
お住まいの区

「新規登録」を希望する場合は、右の画面で  
 必要事項を入力の上、ご登録ください。

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。

### 地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

### 地域防災拠点運営研修

## 地域防災拠点の運営について

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）



⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

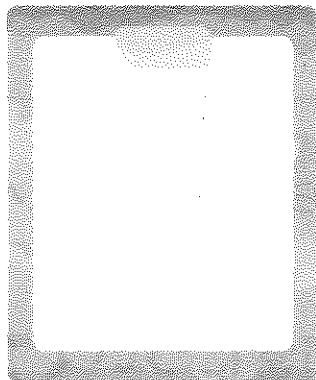
スタート

STEP

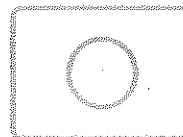
2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



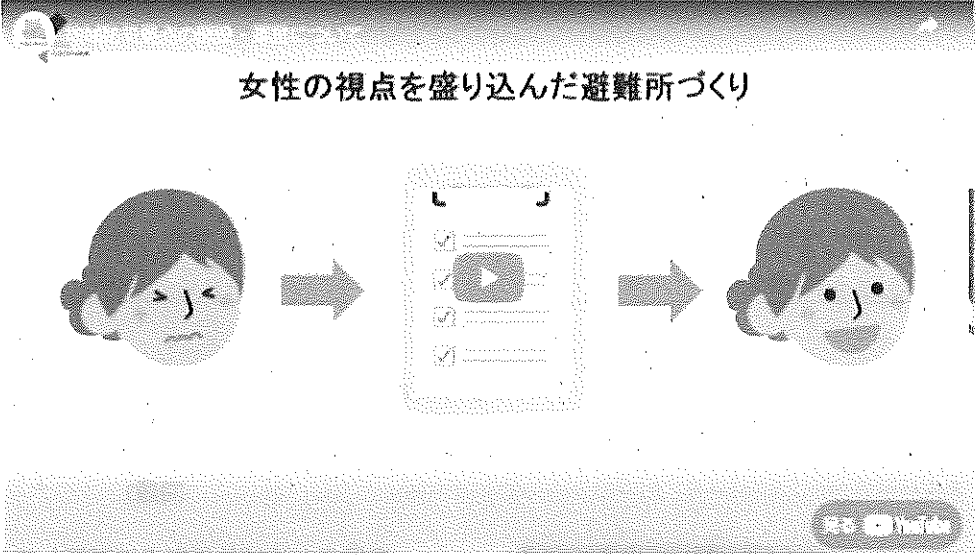
次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について (2/2)』の動画をご視聴ください。

STEP  
1

動画で学びましょう。

女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

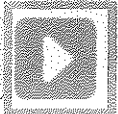


YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

## 地域防災拠点の運営について

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2)



STEP

1

動画で学びましょう。



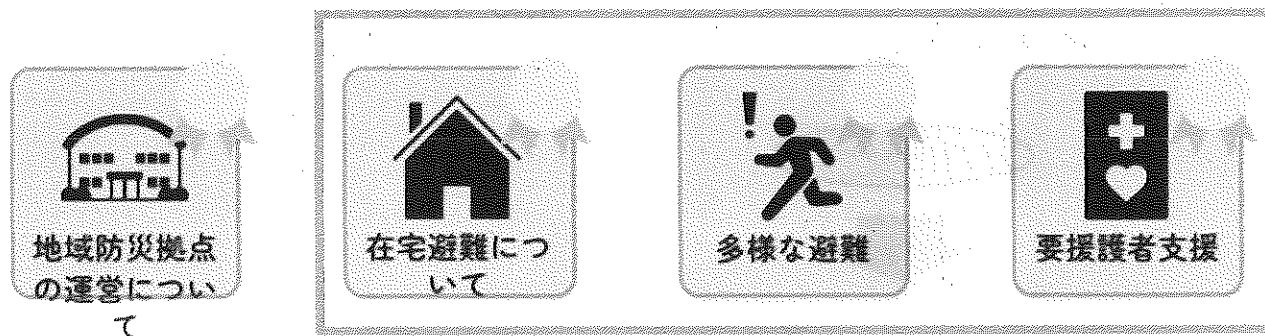
⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。  
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

### 地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



修了証をもらう(個人)

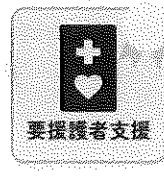
修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

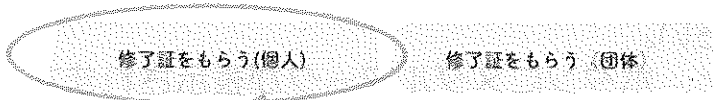
地域防災拠点運営研修に関する  
お問い合わせはこちら

⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。  
修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

# (1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」ボタンを押してください。



自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区

団体名

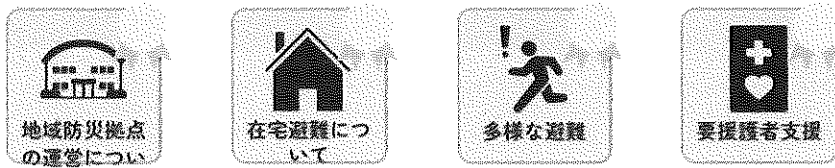
名前

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

## (2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

行政区

団体名

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

団体名で修了証を発行

### 【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

一人ずつ発行したい場合はこちらから入力してください。  
[印刷] [印刷] [印刷] [印刷] [印刷] [印刷] [印刷] [印刷]

名前1  名前2

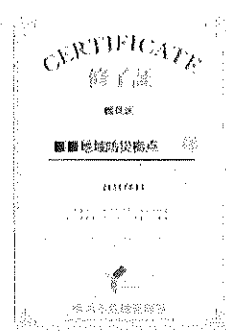
名前3  名前4

名前を追加する

修了証をもらう

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。







令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 【参考】令和7年度の横浜防災ライセンス事業について（ご案内）

令和7年度における横浜防災ライセンス資機材取扱指導員（22期生）の候補生募集についての流れをお知らせします。

横浜防災ライセンス事業では、地域防災拠点の訓練等で資機材の取扱い方法の指導を行う資機材取扱指導員の育成を行っております。（すでに横浜防災ライセンスリーダーの講習を終えている方が対象となります）

今年度の指導員講習の募集についての申込は終了となっておりますが、毎年3月末の申込で翌年度の講習を受講することができます。

## 1 令和7年度の進め方

## (1) 横浜防災ライセンスリーダー及び指導員の育成

## ア 横浜防災ライセンスリーダー（以下「リーダー」という。）の育成

地域の拠点訓練等において、訓練参加者に拠点資機材の取扱い指導などの普及活動をしていただくリーダーを育成するため、10～12月頃に毎月1回程度、リーダー講習会を開催予定です。

## イ 横浜防災ライセンス指導員（以下「指導員」という。）の育成

- ・現リーダーを対象として、6月に開催する指導員講習会を受講した方を指導員候補生とします。
- ・指導員候補生は、公募型リーダー講習会や地域で行われる資機材の取扱いに関する講習等を通じて、一定の課程を修了した方を指導員として任命します。

## (2) 講習内容

## ア 生活資機材

炊き出し用資機材（灯油式かまどセット又はガスかまどセット）、ハマッコトイレ及び災害用地下給水タンクなど

## イ 救助資機材

エンジンカッター、レスキュージャッキ及び発電機・投光器

## 3 スケジュール（予定）

| 7年度上半期   | 下半期                          |
|--|------------------------------|
| 指導員講習会<br>① 6月 1日（日） 市民防災センター<br>② 6月 15日（日） 十日市場中学校 | 公募型リーダー講習会<br>日程及び場所等は、現在調整中 |

緑区総務課危機管理担当  
野木・伊藤・渡邊・石割  
TEL：930-2208  
FAX：930-2209



## 新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

## 1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 地震防災戦略について

## (1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

## (2) 戦略の概要

別紙のとおり

## (3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡  
電 話 671-4096  
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

# 横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

## 地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

## 戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

## 戦略の4つの柱

|    |  |
|----|--|
| 柱1 | <p><b>市民や地域の「発災前からの備え」の強化</b></p> <p>防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。</p>      |
| 柱2 | <p><b>誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築</b></p> <p>避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。</p> |
| 柱3 | <p><b>大規模災害時の拠点等整備</b></p> <p>広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。</p>   |
| 柱4 | <p><b>災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）</b></p> <p>緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。</p>                                       |

## 「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

| 戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化        |                               |  |
|----------------------------------|-------------------------------|--|
| 施策1                              | 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化(自助・共助の推進) | 個人備蓄の促進や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。   |
| 施策2                              | 地震火災対策の推進                     | 「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。  |
| 施策3                              | 建物倒壊等の防止対策強化                  | 建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化、家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。  |
| 施策4                              | 災害時にも活きるまちづくりの推進              | 密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。  |
| 戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 |                               |  |
| 施策1                              | 避難所環境の向上                      | <u>小中学校体育館(地域防災拠点)の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。 |
| 施策2                              | 物資支援の充実                       | <u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上</u> 等に必要な物資を備蓄するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。                                |
| 施策3                              | 配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援          | 高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。                                  |
| 施策4                              | 多様な避難への支援                     | 在宅避難や <u>ペット連れでの避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。                              |
| 施策5                              | 早期の生活再建に向けた支援                 | 罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。   |
| 戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備               |                               |  |
| 施策1                              | 広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備         | 全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。                      |
| 施策2                              | 災害応急活動体制の強化                   | 被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。  |
| 戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化)    |                               |  |
| 施策1                              | 緊急輸送路等の強靱化                    | 災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。   |
| 施策2                              | 上下水道の強靱化                      | 災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。   |
| 施策3                              | 港湾施設等の強靱化                     | 災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。  |

## 個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）  
 飲料水 1人当たり3リットル/日  
 トイレパック 1人当たり5個/日



|      |                                      |        |        |
|------|--------------------------------------|--------|--------|
| 取組指標 | 3日以上の備蓄をしている家庭の割合<br>①食料・飲料水 ②トイレパック |        |        |
|      | 直近の現状値                               | R11目標値 | R15目標値 |
|      | ①                                    | 63.6%  | 85%    |
| ②    | 34.2%                                | 70%    | 100%   |

## マンション防災の推進

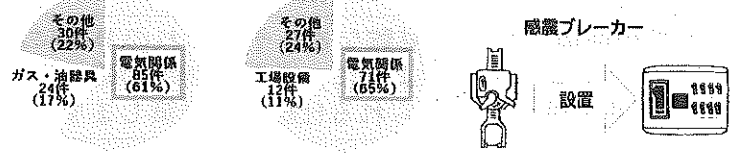
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

|      |                       |          |          |
|------|-----------------------|----------|----------|
| 取組指標 | 防災力の向上が図られたマンション等の世帯数 |          |          |
|      | 直近の現状値                | R11目標値   | R15目標値   |
|      | 11,789世帯(R5)          | 35,000世帯 | 49,000世帯 |

## 感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



|      |                       |        |        |
|------|-----------------------|--------|--------|
| 取組指標 | 重点対策地域における感震ブレーカーの設置率 |        |        |
|      | 直近の現状値                | R11目標値 | R15目標値 |
|      | 31.4%*                | 80%    | 推進     |

\*重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

## 木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

|      |  |                  |                   |                   |
|------|--|------------------|-------------------|-------------------|
| 取組指標 | ①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値）<br>②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数<br>③防災ベッド及び耐震シェルダー等補助件数 |                  |                   |                   |
|      | 直近の現状値   | R11目標値           | R15目標値            |                   |
|      | ①  | 94%(R5末)         | 96%               | 98%               |
|      | ②  | -                | 150件<br>(R7～R11)  | 120件<br>(R12～R15) |
| ③    | 8件(R5)   | 150件<br>(R7～R11) | 120件<br>(R12～R15) |                   |

## 家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

|      |                        |        |        |
|------|------------------------|--------|--------|
| 取組指標 | 重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率 |        |        |
|      | 直近の現状値                 | R11目標値 | R15目標値 |
|      | 57.3%*                 | 80%    | 推進     |

\*重点対策地域及び対策地域での設置率

## 小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

| 小中学校体育館への空調整備件数 |        |                    |                     |
|-----------------|--------|--------------------|---------------------|
| 取組指標            | 直近の現状値 | R11目標値             | R15目標値              |
|                 |        | 115校/465校<br>(25%) | 465校/465校<br>(100%) |

## 災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

| ①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設<br>②トイレトレーラーの配備台数 |        |        |                   |
|--|--------|--------|-------------------|
| 取組指標   | 直近の現状値 | R11目標値 | R15目標値            |
|  | ①      | 0か所    | 459/459拠点<br>(完了) |
| ②  | 1台     | 2台     | -                 |

## 補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

| 民間宿泊施設との協定締結 |        |                |                              |
|--------------|--------|----------------|------------------------------|
| 取組指標         | 直近の現状値 | R11目標値         | R15目標値                       |
|              |        | -<br>(県既存協定は有) | 県ホテル組合※との協定締結(R7)<br>協定締結先拡充 |

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

## 備蓄物資の拡充

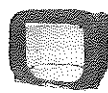
過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要物資を備蓄します。食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品  
(口腔ケアなど)



プライバシー確保  
(パーティション)



寝具  
(コットなど)

| 食料・飲料水の備蓄量 |        |                      |                                |
|------------|--------|----------------------|--------------------------------|
| 取組指標       | 直近の現状値 | R11目標値               | R15目標値                         |
|            |        | 174万食分<br>(避難者2食1日分) | 323.1万食分<br>(避難者3食3日分)<br>(完了) |

## 福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

| ①福祉避難所協定締結施設数<br>②介護食の備蓄 |        |                        |        |
|--------------------------|--------|------------------------|--------|
| 取組指標                     | 直近の現状値 | R11目標値                 | R15目標値 |
|                          | ①      | 557施設                  | 600施設  |
| ②                        | 検討     | 全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食) | 更新     |

## ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救済センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等

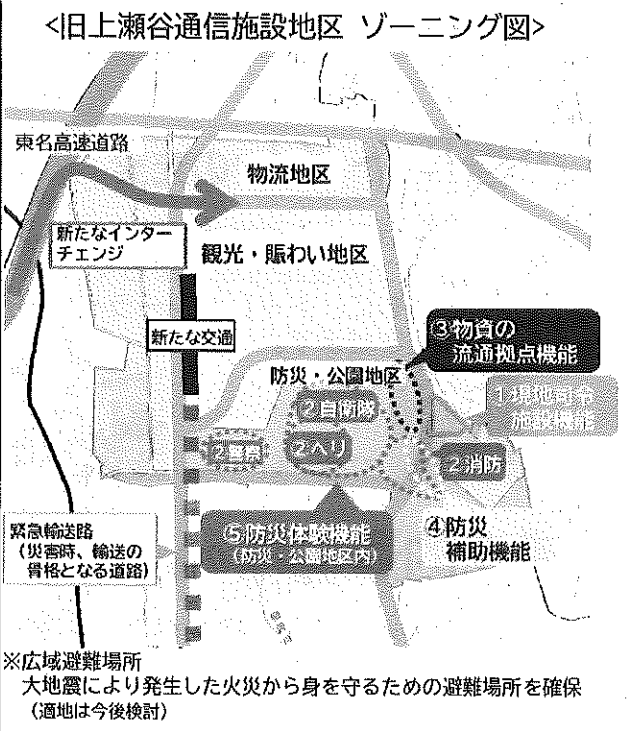


※ 屋内等

| ①地域防災拠点への一時飼育場所の設<br>②同室避難場所の設<br>③災害時動物救済センター(4か所)の受入体制整備 |        |                |           |
|--|--------|----------------|-----------|
| 取組指標   | 直近の現状値 | R11目標値         | R15目標値    |
|  | ①      | 269/459拠点      | 459/459拠点 |
| ②  | -      | 動物愛護センターほか順次整備 | 各区1か所以上   |
| ③  | 1か所整備中 | 4か所            | 4か所以上     |

## 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

| 旧上瀬谷通信施設地区                    |   | 機能  |
|-------------------------------|---|---|
| ①～⑤<br>防災・公園地区<br>機能の実施エリアは右図 | ①現地司令施設機能 (2.0ha)   | 市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者(DMAT等)の現地調整の司令塔  |
|                               | ②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)   | 広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用  |
|                               | ③物資の流通拠点機能  | 本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当)<br>外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)   |
|                               | ④防災補助機能   | 広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用  |
|                               | ⑤防災体験機能   | 防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施   |
|                               | その他の地区  | 物流地区<br>民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携<br><br>観光・賑わい地区<br>民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組 |
| 交通網                           | インターチェンジ・交通・緊急輸送路<br>○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備<br>○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施<br>○緊急輸送路：1次路線に指定 |   |

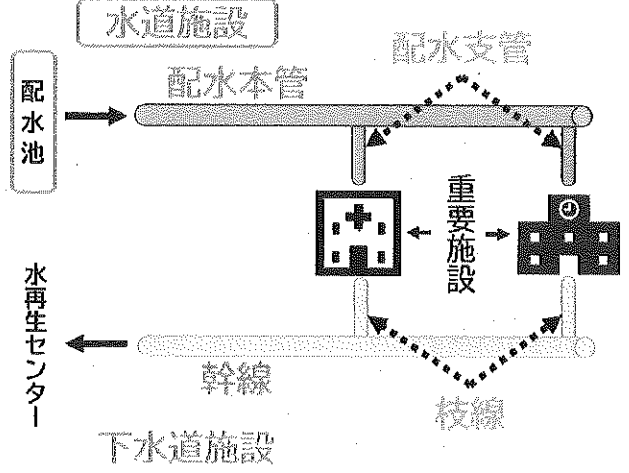


## 柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化) 《取組抜粋》

### 重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



| 取組指標 | 重要施設に接続する①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化<br>②水道管（配水支管）の耐震化<br>③下水道管（枝線）の耐震化 |                  |                 |
|------|--|------------------|-----------------|
|      | 直近の現状値   | R11目標値           | R15目標値          |
| ①    | 357/616か所 (58%)  | 506/616か所 (82%)  | 550/616か所 (89%) |
| ②    | 440/616か所 (71%)  | 506/616か所 (82%)  | 550/616か所 (89%) |
| ③    | 478/616か所 (78%)  | 616/616か所 (100%) | -               |

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保  
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了



# ペット同行避難受入れ 態勢整備について

令和7年度 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会  
生活衛生課 環境衛生係

1

## ペット同行避難とは

災害の発生時に飼い主がペットを連れて避難場所まで安全に避難すること。

**※避難場所でペットを人間と同室で  
飼育することを意味するもの  
ではありません。**

アレルギーのある方、動物が苦手な方もいる。  
人間の避難場所とは別に一時飼育場所を設置し、飼  
い主が協力しながらその責任で飼育する



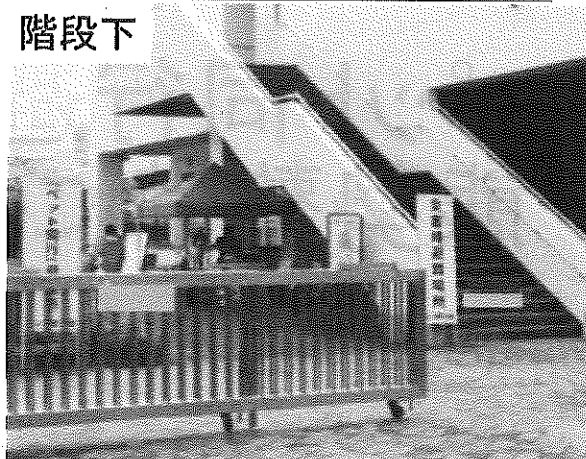
2

## 一時飼育場所の例

動物飼育小屋



階段下



人とは別の風雨をしのげる場所で

3

## ペット同行避難受入れ準備の進捗状況

◎一時飼育場所が決まっている拠点数

緑区 16/22拠点

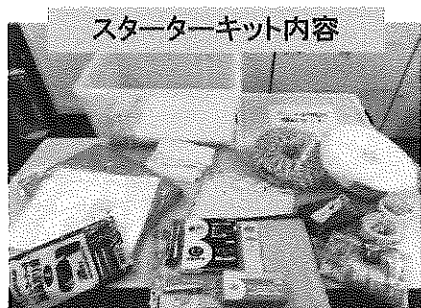
市内 459拠点中 83%

4

# ペット同行避難受入れ態勢整備

## ペット同行避難スターキットの配備

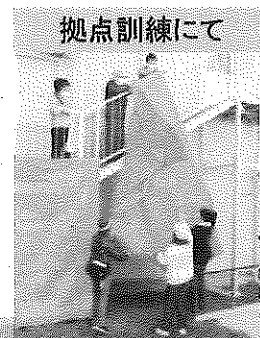
避難所に到着された方(飼い主等)が自主的に受入れ体制を整えられるように、初動の指示書、物資、関係書類(マニュアル等)をケースにまとめたもの。



スターキット内容



スターキット+α



拠点訓練にて

スターキットを用いたペット同行避難受入れ訓練を実施

5

## 地域防災拠点での準備をお願いします

同行避難スターキットを活用した訓練実施(キットは20拠点に配備済)

- ・一時飼育場所の設営
- ・同行避難者受入れ訓練
- 希望により飼育ケージも配付できます。(7拠点に配備済)
- スターキットに足りないものがあればご相談ください。
- 防災訓練や運営委員会への出前講座を行います。

緑区生活衛生課環境衛生係まで

TEL 930-2368

mail md-eisei@city.yokohama.lg.jp

6



令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

過去の震災では、避難が必要な状況にも関わらず、ペットを飼っていることで避難を躊躇したり、避難所でペットの同行を断られて、危険な住宅に留まり被害を受けたケースなどが報告されています。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまったケースなど、混乱がありました。

拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由を考慮し、拠点の状況に応じたペット受入態勢を日頃から考えておくことが必要です。

つきましては、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、動物を一時的に飼育管理する場所の設定をはじめとした対応について、御検討いただくようお願いします。

また、今年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営用の資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しますので、ご活用ください。

## 1 一時飼育場所の設定報告

一時飼育場所を設定していない拠点については、令和7年度中に一時飼育場所の設定についてご検討ください。設定にあたり、設定場所などご相談されたい場合は、生活衛生課でお受けしておりますので、拠点参与を通じて御連絡ください。

また、設定されましたら、報告様式（別紙）にて、拠点参与に御報告いただきますようお願いします。

- ・報告期限：令和8年3月6日（金）〔最終〕 ※設定されましたら、随時ご報告をお願いします。
- ・報告様式：ペットの一時飼育場所等報告書（別紙1）

## 2 一時飼育場所設営に必要となる資機材配付

一時飼育場所の設定を促進するため、そのために必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」（別紙2）でご確認ください。なお、予算に限りがあるため先着順とし、予算を超過した時点で受付を締め切ります。

## 3 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

能登半島地震を教訓に、横浜市地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所※」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点において、飼い主とペットの避難場所として、同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。（個別相談・訪問、必要資機材（上限30万円）の配付）

つきましては、設定をご検討されたい場合は、次の窓口にご相談ください。

なお、検討にあたっては、人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要になります。

【相談窓口：医療局動物愛護センター】

■TEL：045-471-2111 ■電子メール：[ir-douai@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-douai@city.yokohama.lg.jp)

※ 生活衛生課から上記窓口にお繋ぎすることもできます。

※同室避難とは

拠点等の避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことと本市で定義しました。

4 飼育ルールの設定

同行したペットの世話、管理は飼い主が行うこととなります。拠点でのルールについて、「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」を参考として作成し、周知しておくことが有効です。

5 ペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練の実施

実際の拠点訓練時にペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練を組み入れることも有効です。ペットを連れて避難する人がいることを地域の方にも御理解いただくとともに、飼い主には拠点でのルールや事前の準備を啓発する場にもなります。HUG訓練の実施（別紙3参照）もご検討ください。

6 飼い主同士の協力体制の構築（飼い主の会結成など）

拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、一時飼育場所の運営などで 飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。

7 災害時ペット対策に係るアンケート（詳細は、別紙4参照）

今後の災害時ペット対策事業推進の参考とするため、アンケートにご協力ください。

・送付先：動物愛護センター（FAX又は郵送）

【FAX:045-471-2133、郵送：〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 行】

回答期間：令和7年7月31日（木）までに拠点ごとに回答をお願いします。

8 添付資料

- (1) 別添5 ペットの一時飼育場所等報告書（別紙1）
- (2) 別添6 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について（別紙2）
- (3) 避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版を体験してみませんか？（別紙3）
- (4) 別添7 災害時ペット対策に係るアンケート用紙（別紙4）

9 参考資料

①「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



②ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）



③災害時ペットの一時飼育場所設置事例集



④ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



担当 緑区総務課 TEL 930-2208  
緑区生活衛生課 TEL 930-2368

# ペットの一時飼育場所等報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 \_\_\_\_\_

御担当者 \_\_\_\_\_

御連絡先 \_\_\_\_\_

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に設定(変更)しました。

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| ペットの一時飼育場所<br><br>設定場所の名称 | <br><br>(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場 |
|---------------------------|-----------------------------|

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください(別添可)。

(図面や写真等添付)

備考

報告期限 令和8年3月6日

\* 拠点参与の皆様は区生活衛生課へ提出をお願いします。

令和7年3月

医療局動物愛護センター

## 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めていますが、現時点で設定率は60%弱となっています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度に、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しますので、以下をご確認のうえ、配付をご希望される場合にはお申込みください。

### 1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

### 2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること  
（動物愛護センターや区で保管することはできません。）
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること  
（盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。）
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）  
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。  
（詳細は「6」を参照してください。）

### 3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

### 4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

#### (1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

#### ア 受付期間（先着順）

令和7年8月1日から令和7年9月30日まで（郵送の場合、動物愛護センター必着）



## (2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、FAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

### ア 郵送 (郵送料は各自負担)

以下の宛先に郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

### イ FAX (通信料は各自負担)

FAX番号：045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

## (3) 納品時期

令和7年12月頃(予定)

物品の調達状況により、納品時期が前後する場合があります。

## (4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時ご希望に添えない場合があります。

## 5 申込上限額

### 1拠点あたり10万円(上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼計算表)」に掲載した額(=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額)とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

## 6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご注意ください。

## 7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際はご協力をお願いします。

## 8 留意事項等

### (1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

### (2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、令和7年1月～2月に事業趣旨を周知しています。  
また、同年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで改めて事業の詳細を説明しています。  
資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

(4) 次年度（令和8年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（提出様式）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail [ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)（令和7年5月以降送受信可）

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

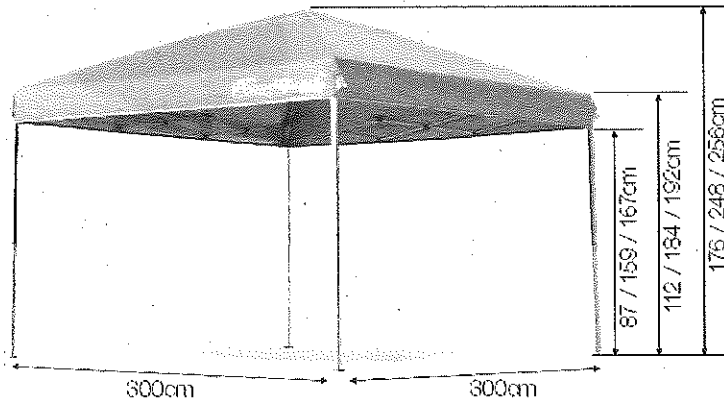
**一時飼育場所設定用資機材** ※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

**1.3.5 ワンタッチタープテント①②③**

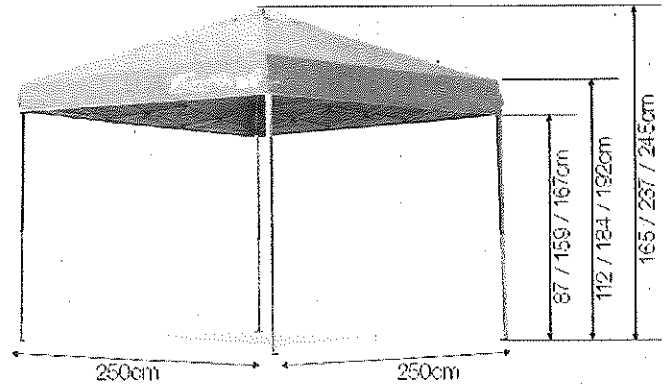
センターロック式サイドフレーム強化版(スチール)サイドシート2枚付

+ オプション: ウェイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート: 別途希望可)

1: (3m×3m)

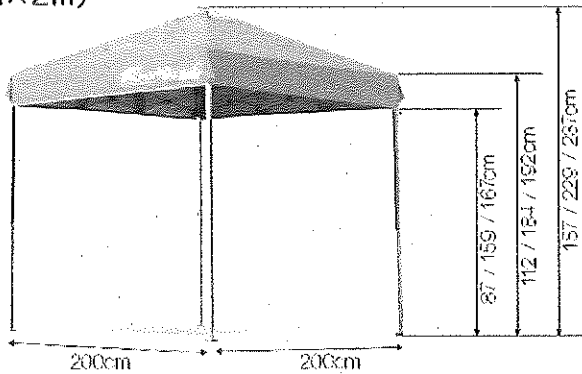


3: (2.5m×2.5m)



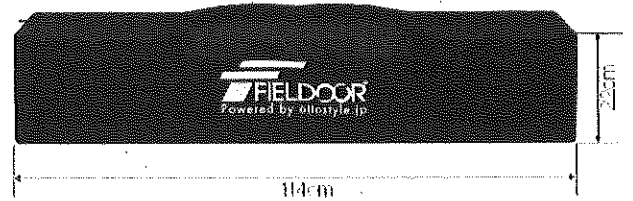
一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)

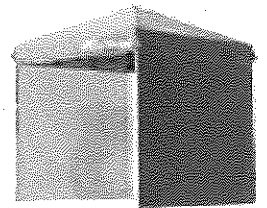


※ 高さは3段階で調整可能

(折りたたみ時: 各サイズ共通)



(サイドシート展開時)  
※ 4枚付で購入



2.4.6  
専用グランドシート  
※ 折りたたみ時

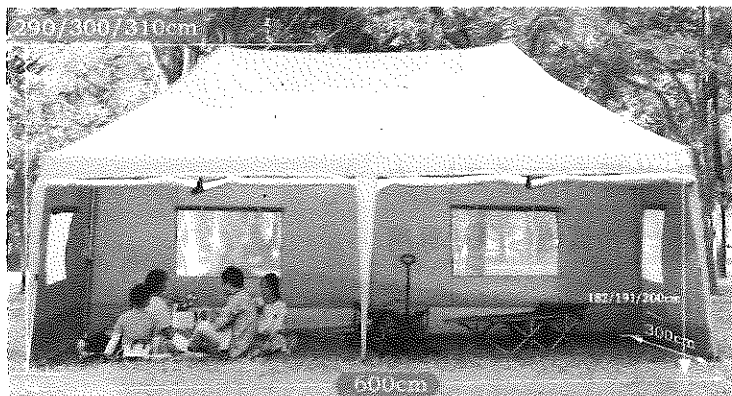


(参考商品URL)

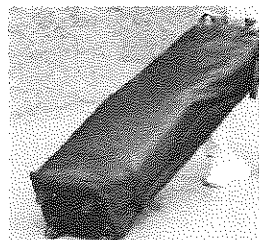
<https://fieldor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

**7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)**

一時飼育場所雨除け用



窓あり、全面を横幕で覆うこと可(開閉はファスナー)



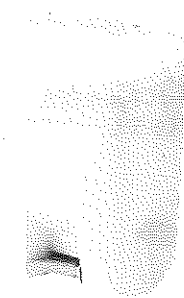
- ・UVカット生地使用 (UPF50+)
- ・耐水圧: 1500mm
- ・大雨時の使用は非推奨
- ・強雨時の長時間使用は非推奨

(参考商品URL)

<https://item.rakuten.co.jp/chacha1/cha-lp-1036/>

**8.9 消臭機能付ごみ箱(ペール缶)**

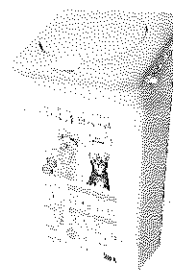
7 T-WORLD 防臭おむつペール 25L



- ・容量: 約25L
- ・推奨袋サイズ: 30L

一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L

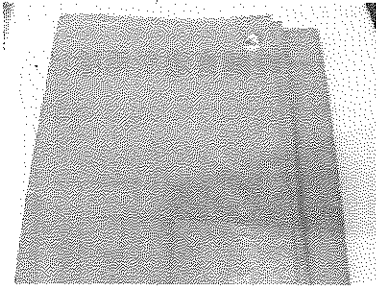


- ・容量: 約14L
- ・推奨袋サイズ: 20L

一時飼育場所用ごみ箱

一時飼育場所設定用資機材 ※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

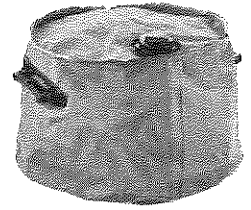
10~13 ブルーシート



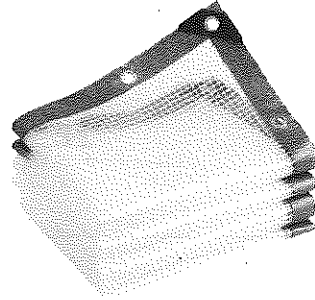
- ・雨除け、仕切り、テントサイドシート等
- ・サイズは4種類
- ・国産指定
- ・ハトメあり
- ・重さ(約) 150g/㎡

14 マルチウェイト(注水式)

- ・シート等の重し
- ・6リットル
- ・写真はイメージです



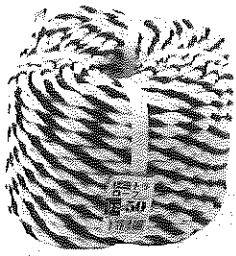
15.16 雨除けビニールシート①②



一時飼育場所雨除け用等

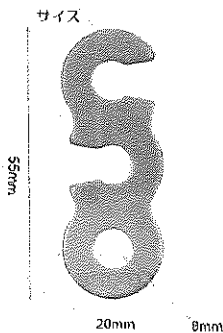
- ・サイズは2種類
- ・ボタンホール付
- ・半透明、メッシュ構造
- ・紫外線遮断
- ・自然光取り入れ
- ・保温・保湿効果あり

17 トラロープ



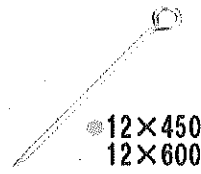
- ・人との動線区分用等
- ・サイズは1種類
- ・太さ: 8mm
- ・長さ: 50m

20 ロープテンショナー



- ・人との動線区分用等
- ・サイズは1種類
- ・ロープの太さ(推奨): 6-9mm

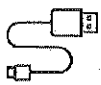
18.19 丸形ロープ止め①②



人との動線区分用等

- ・長さは2サイズ (45cmと60cm)
- ・ユニクロメッキ
- ・20本セット

21 ランタン



USBアダプタ  
モバイルバッテリー  
充電可能

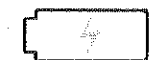
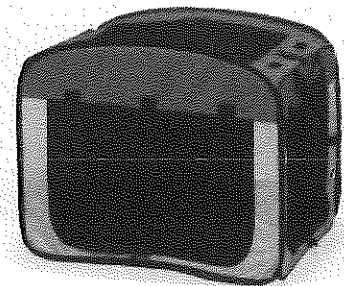
一時飼育場所用照明



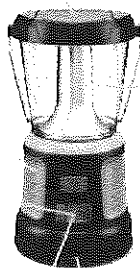
ソーラーパネルを搭載  
内蔵バッテリーの充電に対応



(折りたたみ時)

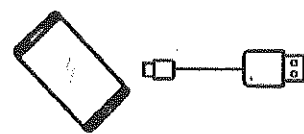


バッテリー内蔵 4400mAh



最大2000lm

明るさ 3段階  
LED電球 3個搭載



スマホなどUSB機器の充電に対応



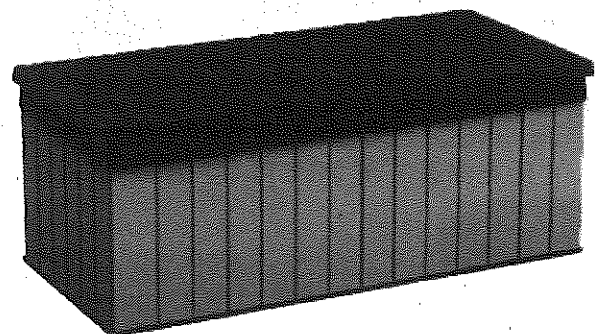
単一電池4本に対応

USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

22~24 ペット用ソフトケージ

一時飼育場所配備用(予備)

ペット用資機材保管専用



- ・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。
- ・上開き、施錠には別途南京錠等が必要
- ・平常時は、ベンチとして活用することができます。
- ・組立は30分~1時間程度(1人~2人で可)

## 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書

(提出様式)

横浜市動物愛護センター 宛

郵送 又は FAX (045-471-2133)

拠点名

| No.                                   | 資機材名                       | 数量 | 単価     | 金額 |
|---------------------------------------|----------------------------|----|--------|----|
| 1                                     | ワンタッチタープ① (3m×3m)          |    | 45,000 |    |
| 2                                     | ワンタッチタープ① (3m) 専用グランドシート   |    | 5,000  |    |
| 3                                     | ワンタッチタープ② (2.5m×2.5m)      |    | 40,000 |    |
| 4                                     | ワンタッチタープ② (2.5m) 専用グランドシート |    | 5,000  |    |
| 5                                     | ワンタッチタープ③ (2m×2m)          |    | 35,000 |    |
| 6                                     | ワンタッチタープ③ (2m) 専用グランドシート   |    | 5,000  |    |
| 7                                     | ワンタッチタープ④ (特大: 3m×6m)      |    | 80,000 |    |
| 8                                     | 消臭機能付ごみ箱① 25L              |    | 8,000  |    |
| 9                                     | 消臭機能付ごみ箱② 14L              |    | 6,000  |    |
| 10                                    | ブルーシート① 3.6m×5.4m (約12畳)   |    | 8,000  |    |
| 11                                    | ブルーシート② 3.6m×3.6m (約8畳)    |    | 6,000  |    |
| 12                                    | ブルーシート③ 3.6m×2.7m (約6畳)    |    | 4,000  |    |
| 13                                    | ブルーシート④ 2.7m×1.8m (約3畳)    |    | 3,000  |    |
| 14                                    | 雨除けビニールシート① 3m×3m          |    | 3,000  |    |
| 15                                    | 雨除けビニールシート② 2m×2m          |    | 3,000  |    |
| 16                                    | トラロープ 太さ 9mm~10mm×50m      |    | 3,000  |    |
| 17                                    | 丸形ロープ止め① 12×450mm×20本      |    | 12,000 |    |
| 18                                    | 丸形ロープ止め② 12×600mm×20本      |    | 15,000 |    |
| 19                                    | ランタン                       |    | 7,000  |    |
| 20                                    | 折りたたみソフトケージ (L)            |    | 8,000  |    |
| 21                                    | 折りたたみソフトケージ (M)            |    | 6,000  |    |
| 22                                    | 折りたたみソフトケージ (S)            |    | 5,000  |    |
| 23                                    | 物置 (ベンチストッカー)              |    | 30,000 |    |
| ※ No.2・4・6は単体では希望できません (1/3/5とセットで希望) |                            |    | 合計額    |    |

(上限: 10万円)

|                |             |   |  |
|----------------|-------------|---|--|
| 配送場所<br>(施設名等) | 拠点・拠点以外 ( ) |   |  |
| 配送場所<br>(住所)   | 横浜市 区       |   |  |
| 受取代表者<br>氏名    |             | 受取代表者<br>連絡先(TEL)                             |  |
| 受取可能<br>(曜日)   | 月・火・水・木・金   | ※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。<br>※ 納品時には立会いが必要となります。 |  |
| 受取可能<br>(時間帯)  | 午前・午後       | ※ 土日祝日の配送指定はできません。<br>※ 詳細な時間指定はできません。        |  |

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧 (兼計算表)

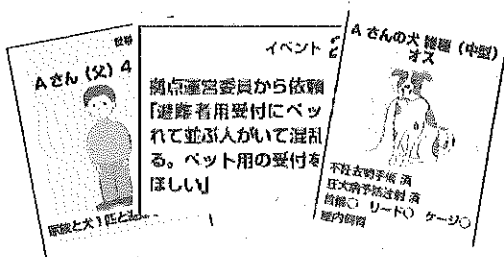
【資料1】(医療用動物愛護センター)

| 名称  | 数量     | 基準額 | 算出額 | 参考商品  | 仕様 (概要)  | 備考  |
|---|--------|-----|-----|---|--|---|
| 【一時飼育場所用雨除け等】<br>1 ヲンタッチター-ラケット①<br>(大型: 3m×3m) | 45,000 |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 16kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)3.0m×3.0m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 2 ヲンタッチター-ラケット② (3m) 専用<br>ラケットシート              | 5,000  |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 14.5kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)2.5m×2.5m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 3 ヲンタッチター-ラケット③<br>(中型: 2.5m×2.5m)              | 40,000 |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 13.5kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)2.0m×2.0m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 4 ヲンタッチター-ラケット④ (2.5m)<br>専用ラケットシート             | 5,000  |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 13.5kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)2.0m×2.0m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 5 ヲンタッチター-ラケット⑤<br>(小型: 2m×2m)                  | 35,000 |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 13.5kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)2.0m×2.0m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 6 ヲンタッチター-ラケット⑥ (2m)<br>専用ラケットシート               | 5,000  |     | 0   | FIELD DOOR<br>センターロッド式サイプレス△強化版 (スチール) サイプレス12枚付<br>(色は選べません) | 組立時: (約)2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m<br>収納時: (約)114cm×22cm×22cm 本体: 13.5kg<br>付属品: ヲジイト (5kg) ×4枚 サイプレス12枚<br>広げた時のサイズ: (約)2.0m×2.0m<br>収納時: (約)直径12cm×77cm   | サイプレス12枚付4枚 (全面: OP△)<br>・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨<br>・高さ段階調節可   |
| 7 ヲンタッチター-ラケット⑦<br>(特大: 3m×6m)                  | 80,000 |     | 0   | CYFIE CHA-LP-L036<br>スチールフレーム△製 (防錆、防水効果)<br>(色は選べません)        | 組立時: (約)3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m<br>収納時: (約)126cm×35cm×27cm 本体: 35kg<br>付属品: 収納ター-ズ(1)、スリ(6)、D-ジ(6)、砂袋(6)<br>・容量: 25.5L ・本体 (約) W38×D30×H42cm<br>・箱 (約) W39×D31×H43cm<br>・容量: 約14L<br>・本体: W30×D21×H47cm | 高さ段階調節可、全面サイプレスあり<br>・強雨時の長時間使用は非推奨<br>・収納ター-ズはキャスター付   |
| 8 【一時飼育場所用指定資機材】<br>消費機能付のみ箱①                   | 8,000  |     | 0   | T-WORLD<br>防臭おむつペール 25型                                       | ・容量: 約14L<br>・本体: W30×D21×H47cm  | 手を触れずに開閉できるステップペダル式<br>(袋サイズ) 赤袋: 30L (袋は各自で準備)   |
| 9 消費機能付のみ箱②                                     | 6,000  |     | 0   | T-WORLD<br>防臭おむつペール   | ・容量: 約14L<br>・本体: W30×D21×H47cm  | ワンタッチラケット式、(袋サイズ) 赤袋: 20L、LLサイズ(45号) (袋は各自で準備)  |
| 10 【雨除け、仕切り、敷物等】<br>ブルーシート①                     | 8,000  |     | 0   | 親原工業<br>ブルーシート (#3000)  | 3.6m×5.4m (2間×3間 約12畳)<br>3.6m×3.6m (2間×2間 約8畳)<br>3.6m×2.7m (2間×1.5間 約6畳)<br>2.7m×1.8m (1.5間×1間 約3畳)  | 国産指定<br>重さ: 約150g/㎡<br>(2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、<br>2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg)<br>※スター-キット保管分では不足する場合 |
| 11 ブルーシート②                                      | 6,000  |     | 0   | 親原工業<br>ブルーシート (#3000)  | 3.6m×5.4m (2間×3間 約12畳)<br>3.6m×3.6m (2間×2間 約8畳)<br>3.6m×2.7m (2間×1.5間 約6畳)<br>2.7m×1.8m (1.5間×1間 約3畳)  | シート等が飛ばないようにする蓋し  |
| 12 ブルーシート③                                      | 4,000  |     | 0   | 親原工業<br>ブルーシート (#3000)  | 3.6m×5.4m (2間×3間 約12畳)<br>3.6m×3.6m (2間×2間 約8畳)<br>3.6m×2.7m (2間×1.5間 約6畳)<br>2.7m×1.8m (1.5間×1間 約3畳)  | シート等が飛ばないようにする蓋し  |
| 13 ブルーシート④                                      | 3,000  |     | 0   | 親原工業<br>ブルーシート (#3000)  | 3.6m×5.4m (2間×3間 約12畳)<br>3.6m×3.6m (2間×2間 約8畳)<br>3.6m×2.7m (2間×1.5間 約6畳)<br>2.7m×1.8m (1.5間×1間 約3畳)  | シート等が飛ばないようにする蓋し  |
| 14 スリッチエイト (注水式)                                | 1,000  |     | 0   | -   | 注水式 (6φ) (製品未定)  | シート等が飛ばないようにする蓋し  |
| 15 【一時飼育場所用雨除け】<br>雨除けビニルシート①                   | 3,000  |     | 0   | -   | 3m×3m  | ・ホタンホール付、半透明、UVシシ構造、匂いあり<br>・紫外線遮断、自然光取り入れ、保温、保温効果あり  |
| 16 雨除けビニルシート②                                   | 3,000  |     | 0   | -   | 2m×2m  | ・ホタンホール付、半透明、UVシシ構造、匂いあり<br>・紫外線遮断、自然光取り入れ、保温、保温効果あり  |
| 17 【人と動物の動線区分等】<br>トラロープ                        | 3,000  |     | 0   | 環識トラロープ   | #9 (長さ8mm) ×50m  | ・人とペットの動線を区分したい時等に使用<br>※スター-キット保管分では不足する場合等  |
| 18 丸形ロープ止め①                                     | 12,000 |     | 0   | 丸形ロープ止め エニコロックス   | 12 (穴の大きさ) ×450mm (長さ) ×20本  | ・人とペットの動線を区分したい時等に使用<br>・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具<br>(区画を作る場合等に使用)                                       |
| 19 丸形ロープ止め②                                     | 15,000 |     | 0   | 丸形ロープ止め エニコロックス   | 12 (穴の大きさ) ×600mm (長さ) ×20本  | ・人とペットの動線を区分したい時等に使用<br>・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具<br>(区画を作る場合等に使用)                                       |
| 20 ローディングシート                                    | 2,000  |     | 0   | -   | 8個入り (55mm×20mm) (8mm穴) 重量 約4g)  | ・人とペットの動線を区分したい時等に使用<br>・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具<br>(区画を作る場合等に使用)                                       |
| 21 【一時飼育場所用照明】<br>ランプ                           | 7,000  |     | 0   | DURACELL 3way電源ランプ<br>(太陽光・USB充電・電池)                          | (約) 直径14×高さ26cm  | ・照明のオン/オフは原形、副機は手動で操作<br>・設置に当たっては、関係者と十分調整してください。<br>・各自で組立が必要です。  |
| 22 【拠点予備配置用】<br>折りたたみライト (L)                    | 8,000  |     | 0   | POSC-800A<br>折りたたみライト   | (約) W80×D51×H66cm  | ・照明のオン/オフは原形、副機は手動で操作<br>・設置に当たっては、関係者と十分調整してください。<br>・各自で組立が必要です。  |
| 23 折りたたみライト (M)                                 | 6,000  |     | 0   | POSC-650A<br>折りたたみライト   | (約) W67×D45×H56cm  | ・照明のオン/オフは原形、副機は手動で操作<br>・設置に当たっては、関係者と十分調整してください。<br>・各自で組立が必要です。  |
| 24 折りたたみライト (S)                                 | 5,000  |     | 0   | POSC-500A<br>折りたたみライト   | (約) W53×D32×H42cm  | ・照明のオン/オフは原形、副機は手動で操作<br>・設置に当たっては、関係者と十分調整してください。<br>・各自で組立が必要です。  |
| 25 【一時飼育場所用資機材保管用】<br>物置 (ベンチスリッカー)             | 30,000 |     | 0   | ケター-ター-ラケット ホウズ 380L<br>(色は選べません)                             | 外寸 (約) W142.5×D65.3×H54.5cm<br>内寸 (約) W132.2×D55.7×H47.4cm   | ・設置に当たっては、関係者と十分調整してください。<br>・各自で組立が必要です。   |

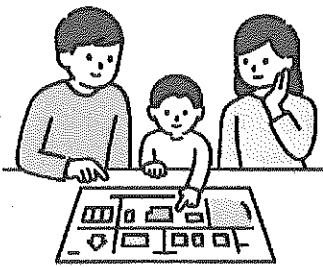
# 避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版を 体験してみませんか？

## HUG 横浜市ペット版 の特徴

地域防災拠点へのペット同行避難があった際の対応についてシミュレーションできる図上訓練です。  
 5人程度のグループを作り、参加者同士で話し合いながらペット同行避難について考えることができます。



各カードへの対応に正解はありません。  
 ゲームのなかで生じた悩みや考えから、平常時に拠点や飼い主はどんな準備が必要なのか、今あるルールで十分なのか、発災時の対応をどうするか等を考えることが目的です。



拠点運営委員や飼い主を始め、様々な立場の方々（動物が苦手な人、ペット同行避難を知らない人等）にご参加いただくことで、今まで気づかなかった視点から拠点のルール作りを進めていくことができます。

- H 避難所 避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練です。
- U 運営 ゲームを通して具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験できます。
- G ゲーム カードに書かれた避難者等の情報から、発生したイベントへの対応をグループごとには話し合うなかで、参加者同士の交流や連帯感が生まれます。

各拠点においてゲームの実施を希望される際は、区役所生活衛生課にご相談ください。  
 地域防災拠点の基本ルールの説明やゲームの進行役を務めるほか、ゲームのなかで生じた課題の解消に向けて、ご一緒に取り組んでまいります。

お問い合わせ先：緑区生活衛生課 045-930-2368

## 災害時ペット対策に係るアンケート（依頼）

（実施期間：～令和7年7月31日）

横浜市動物愛護センター 行

\_\_\_\_\_ 区

（FAX 番号：045-471-2133）

拠点名 \_\_\_\_\_

## I 一時飼育場所について

一時飼育場所は、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、また、飼い主の人命を守るために重要であることから、全地域防災拠点への設定を進めています。

## ① 一時飼育場所の設定状況

1. 設定済                      2. 未設定（→I④へ I②③は回答不要）

## ② 設定場所（具体的に）

[ \_\_\_\_\_ ]

## ③ 飼育ルールを定めていますか。

1. 定めている                      2. 現在検討中                      3. 定めていない

## ④ 一時飼育場所の設定にあたり困っている（いた）ことはありますか。

また、「ある」場合は、困っている（いた）内容や、支援を希望することを教えてください。

1. ない                      2. ある（下記ア～オ（複数選択可）から選択してください。）

ア 場所の確保、人とペットの動線区分が困難

イ 設定のための資機材が不足

ウ 衛生面の確保が心配

エ 住民の理解を得ることが困難

オ その他（支援を希望すること等を具体的に記入してください。）

[ \_\_\_\_\_ ]

## II 同室避難について

同室避難とは、避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、飼い主とペットが共に過ごすことをいいます。能登半島地震においても設置されました。

## ① 飼い主とペットと一緒に過ごせる、同室避難場所は必要だと思いますか。

また、その理由を教えてください。

1. 必要                      2. 必要ない（→「II③」へ II②は回答不要）

[ (理由) \_\_\_\_\_ ]

（次頁あり）



② 必要である場合、設置場所はどこが適切だと考えますか。また、その理由を教えてください。

1. 地域防災拠点      2. 地域防災拠点以外の場所      3. 両方に必要

(理由)

③ あなたの地域防災拠点に、同室避難場所を設置できるスペースはあると思いますか。

(現時点で、同室避難場所が必要と思うかどうかに関わらず、地域防災拠点の広さ・動線等の条件のみを考慮し、地域の方々のお考えでお答えください。回答時点で拠点管理者に確認する必要はありません。)

なお、設定にあたっては、アレルギー対策が徹底されていること、他の避難者と隣り合わないスペースであるなど、人と動物の動線を区分することなどを前提とします。

1. ある      2. ない      3. その他 (      )

ご協力、ありがとうございました。

回答期限：令和7年7月31日(木)

回答先 (FAX)：045-471-2133 (動物愛護センター)

(郵送の場合) ※ 郵送料は各自負担をお願いします。

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行



令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
(総務局危機管理室地域防災課)**令和7年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備  
及び防災備蓄庫の状況確認等の実施について（依頼）**

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年8月から9月頃に実施している備蓄食料等の更新・有効活用に加え、今年度は1月から3月頃に新規拡充備蓄品の配備を行います。また、8月から約半年間をかけ拠点の防災備蓄庫の状況確認等（防災備蓄庫の整理整頓やレイアウトの作成などを専門業者に委託予定）を行います。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

**1 各拠点の備蓄品の更新等について**

令和7年8月から9月にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）等を行います（以下、「夏の更新」という。）。

**(1) 配送・回収する備蓄品、対象拠点**

別紙1「8～9月に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

**(2) 備蓄品の回収****ア 救助資機材**

令和6年度の拠点運営員会を対象としたアンケートの結果、配備当初からの社会情勢の変化、及び今後の備蓄品の新規拡充などの状況を踏まえ、拠点に配備されている救助資機材については、原則回収することになりました。このため、下表の救助資機材の回収希望数の御報告をお願いします。

なお、回収対象とした救助資機材を今後も拠点に配備することを希望する拠点は、引き続き拠点に残置することも可能です（今後の更新予定はありません。）。

**【回収対象とする救助資機材一覧（全12種類）】**

|   |       |   |          |    |      |
|---|-------|---|----------|----|------|
| 1 | 金属はしご | 5 | てこ棒      | 9  | のこぎり |
| 2 | つるはし  | 6 | 大バール     | 10 | 掛矢   |
| 3 | 大ハンマー | 7 | ワイヤーカッター | 11 | 松葉づえ |
| 4 | スコップ  | 8 | 大ナタ      | 12 | ロープ  |

**イ 段ボールベッド等**

令和6年度に、地域防災拠点運営員会に対して区役所を通じて実施した「段ボールベッド」「段ボール間仕切り」「受付用パーティション」（以下「段ボールベッド等」という。）調査を踏まえ、希望する拠点から「段ボールベッド等」の回収を「夏の更新」と併せて行います。

なお、年度が変わり昨年度の調査の希望数に変更がある可能性も配慮し、改めて段ボールベッド等の回収希望数量の御報告をお願いします。

**ウ 過去の回収漏れ備蓄品等**

例年実施している「夏の更新」においては、回収すべきだった備蓄品が回収されず、賞味期

限切れの食料が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

賞味期限が切れた備蓄品の誤配布の原因ともなってしまいうため、「夏の更新」の実施と併せて、過去の回収漏れの備蓄品等の回収を行います。

#### エ 回収希望数の報告

別添8 回答様式1に上記ア～ウの「回収希望数」（ウは回収希望品目名を含む。）をご記入いただき、令和7年7月11日（金）までに、緑区防災担当までご報告をお願いいたします。

### 2 備蓄食料の有効活用について

拠点に備蓄している食料のうち、今年度更新を行う食料については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。

#### (1) 有効活用可能な備蓄食料、賞味期限

別紙2「有効活用可能な備蓄食料一覧」のとおり

#### (2) 有効活用希望数等の報告

別添9 回答様式2に「有効活用希望数」及び「有効活用予定日」をご記入いただき、令和7年7月11日（金）までに、緑区防災担当までご報告をお願いいたします。夏の更新において、ご報告いただいた有効活用分の数量については拠点からは回収せず残置し、残りの数量は回収します。

#### (3) 留意事項

有効活用する場合は、品目ごとに賞味期限を改めてご確認ください。過去に、期限切れの備蓄食料を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

### 3 今年度新たに拡充する備蓄品の配備について

令和6年の能登半島地震を踏まえ、本市では「横浜市地震防災戦略」を刷新し、新たな戦略を策定しました。本戦略に基づいた「災害時における誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築」に向け、「避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上に向けた備蓄物資の拡充」等を令和7年度から11年度までの5カ年を集中取組期間として取り組むこととなりました。

令和8年1月から3月にかけて、本取組で新たに拡充する備蓄品の拠点への配送（以下、「冬の配送」という。）を行います。

#### (1) 新規拡充備蓄品、対象拠点

別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」のとおり

#### (2) パーティション及びコットの配備希望数の報告

新たに配備する備蓄品の中に、「パーティション」と「コット」がありますが、これらは他と比べて体積が大きく、防災備蓄庫の状況によっては、計画数量全てを収納することができない場合も想定されます。そのため、当該2品目は拠点ごとの配備希望数に合わせて配送します。

つきましては、別添10 回答様式3にパーティション及びコットの「配備希望数」をご記入いただき、令和7年7月11日（金）までに、緑区防災担当までご報告をお願いいたします。

### 4 備蓄食料等の更新、新規配置に伴う防災備蓄庫の状況確認（及び整理等）について

備蓄品の大幅な拡充（新規配置等）が見込まれることから、備蓄スペースや物資の円滑な出し入

れの確保のため、備蓄庫内の状況を確認させていただきます。

本事業では合わせて備蓄品・資機材の棚卸や管理データの作成等を業者に委託して実施します。

(1) 実施内容

- ・ 防災備蓄庫の状況確認
- ・ 防災備蓄庫の整理整頓
- ・ 備蓄品の数量や賞味期限等の一覧表データ作成
- ・ 防災備蓄庫レイアウトの作成

(2) 実施時期

令和7年8月1日～令和8年1月30日

(3) 対象拠点

全拠点

(4) 実施の意向確認について

**別添 11 回答様式 4 に「希望日 (第三候補まで)」をご記入いただき、令和7年7月11日 (金) までに、緑区防災担当までご報告をお願いいたします。**

(希望日については御希望に沿えない場合もありますので御了承ください。)

(5) 立会について

希望日の調整については、運営委員の方の立会が可能な日の選定をお願いします。

今回の事業は、現地で運営委員の方の意向を伺いながら整理整頓等を行うことが可能です。整頓のノウハウなどについても確認できるものとなっておりますので、備蓄庫の良好な環境維持を踏まえ、実際に備蓄庫を使用する運営委員の立会を推奨いたします。

また、立会いただかない場合でも実施することは可能ですが、ご意向を反映した整理整頓等としない場合がございますので、ご了承ください。

(6) 廃棄について

当日にお立合いいただいた場合、本市が配備した防災備蓄品・学校の物品を除く物品を、ご希望の場合廃棄することが可能です。誤廃棄がないよう立会時にご確認をお願いいたします。

なお、ご希望された全ての物品の廃棄ができない可能性もございますので、ご了承ください。

## 5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

## 6 添付資料

- (1) 依頼文別紙1～4
- (2) 回答様式1～4 (別添8・9・10・11)

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209



## 2025(令和7)年8~9月に配送する備蓄品一覧

| 種類    | 品目            | 外箱のラベル色 | 配送対象の拠点                                       |
|-------|---------------|---------|---|
| 食料    | ① 水缶詰         | 黒       | 全拠点に配送します                                     |
|       | ② 保存パン        | 桃       |   |
|       | ③ おかゆ         |         |   |
|       | ④ クラッカー       |         |   |
|       | ⑤ ライスクッキー     |         |   |
|       | ⑥ スープ         |         |   |
|       | ⑦ 粉ミルク        | 赤       |   |
|       | ⑧ 液体ミルク       |         |   |
| 生活用品  | ⑨ 哺乳器         | -       | 一部拠点のみ配送します<br>(戸塚区、栄区、泉区、<br>瀬谷区の計92拠点)      |
|       | ⑩ 子ども用おむつ     |         |   |
|       | ⑪ 大人用おむつ      |         |   |
|       | ⑫ 生理用品        |         |   |
| 救助資器材 | ⑬ トイレパック      | -       | 一部拠点のみ配送します<br>(港南区、港北区の計60拠点)                |
|       | ⑭ 折りたたみ式ヘルメット |         | 一部拠点のみ配送します<br>(青葉区、都筑区、戸塚区、<br>栄区、泉区の計144拠点) |

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、7月末頃～8月頭頃を目途に、各区の総務課防災担当や参与等を通じてご案内させていただきます。

# 2025(令和7)年8～9月に回収する備蓄品一覧

| 種類       | 品目                        | 外箱のラベル色     | 製造・納入年度  | 回収対象の拠点                                       | 有効活用の可否          |
|----------|---------------------------|-------------|--|---|------------------|
| 食料       | ① 保存パン                    | 紺<br>赤<br>白 | 2020(令和2)年度<br>2021(令和3)年度<br>2024(令和6)年度          | 全拠点から回収します                                    | 可能<br>(詳細は別紙2参照) |
|          | ② おかゆ                     |             |  |   |                  |
|          | ③ クラッカー                   |             |  |   |                  |
|          | ④ ライスクッキー                 |             |  |   |                  |
|          | ⑤ スープ                     |             |  |   |                  |
|          | ⑥ 粉ミルク                    |             |  |   |                  |
|          | ⑦ 液体ミルク                   |             |  |   |                  |
|          | ⑧ 哺乳器                     |             |  |   |                  |
|          | ⑨ 子ども用おむつ                 |             |  |   |                  |
|          | ⑩ 大人用おむつ                  |             |  |   |                  |
| 生活用品     | ⑪ 生理用品                    | 白           | 2019(令和元)年度  | 一部拠点のみ回収します<br>(戸塚区、栄区、泉区、<br>瀬谷区の計92拠点)      |                  |
|          | ⑫ トイレパック                  |             |  |   |                  |
|          | ⑬ 旧ヘルメット                  |             |  |   |                  |
| 救助資器材    | ⑭ 金属はしご                   | -           | 2011(平成23)、<br>2016(平成28)、<br>2018(平成30)<br>年度の3種類 | 一部拠点のみ回収します<br>(港南区、港北区の計60拠点)                |                  |
|          | ⑮ つるはし                    |             |  |   |                  |
|          | ⑯ 大ハンマー                   |             |  |   |                  |
|          | ⑰ スコップ                    |             |  |   |                  |
|          | ⑱ てこ棒                     |             |  |   |                  |
|          | ⑲ 大パール                    |             |  |   |                  |
|          | ⑳ ワイヤークッター                |             |  |   |                  |
|          | ㉑ 大ナタ                     |             |  |   |                  |
|          | ㉒ のこぎり                    |             |  |   |                  |
|          | ㉓ 掛矢                      |             |  |   |                  |
| 感染症対策資器材 | ⑳ 松葉づえ                    | -           | 1998(平成10)年度頃                                      | 一部拠点のみ回収します<br>(青葉区、都筑区、戸塚区、<br>栄区、泉区の計144拠点) | 不可               |
|          | ㉔ ロープ                     |             |  |   |                  |
|          | ㉕ 段ボールベッド                 |             |  |   |                  |
|          | ㉖ 段ボール間仕切り                |             |  |   |                  |
|          | ㉗ 受付用パーティション              |             |  |   |                  |
| その他      | ㉘ 過去の回収漏れ、<br>賞味期限切れの備蓄品等 |             |  | 回答様式1で<br>希望された拠点のみ<br>回収します                  |                  |

## 【㉘賞味期限切れ・過去の回収漏れの備蓄品等について】

- ※ 本市が地域防災拠点用に配備した備蓄品等に限りません。
- ※ トラックの積載制限の都合上、極めて重い資機材等は回収できない場合があります。
- ※ 誤回収防止のため、回収希望品に回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておいてください。



## 【2025(令和7)年度】有効活用可能な備蓄食料一覧

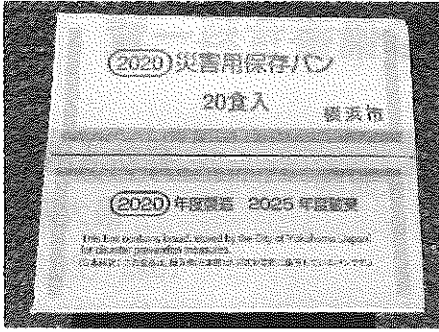
| 品目        | 製造・納入<br>年度 | 外箱の<br>ラベル色 | 賞味期限           | 有効活用可能な<br>最大箱数 |
|-----------|-------------|-------------|----------------|-----------------|
| ① 保存パン    | 2020(令和2)年度 | 緑           | 2026(令和8)年1月まで | 10箱 (20食/箱)     |
| ② おかゆ     |             |             |                | 5箱 (20食/箱)      |
| ③ クラッカー   |             |             |                | 3箱 (70食/箱)      |
| ④ ライスクッキー |             |             |                | 1箱 (20食/箱)      |
| ⑤ スープ     | 2021(令和3)年度 | 赤           | 2026(令和8)年7月まで | 2箱 (45食/箱)      |

## 【留意事項】

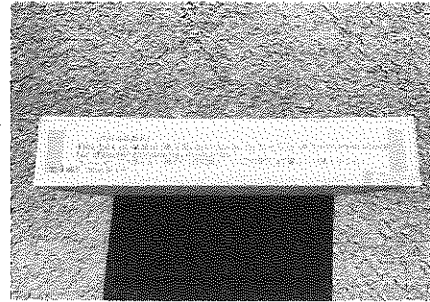
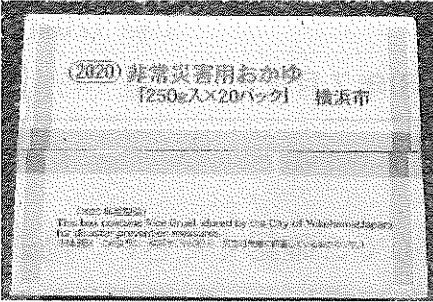
- (1) 有効活用する場合は、品目ごとに賞味期限を改めてご確認ください。過去に、期限切れの備蓄食料を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。
- (2) 誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。
- (3) 上表に記載がない備蓄食料は、有効活用の対象外のため、訓練等で配布しないでください。

# 【参考画像】

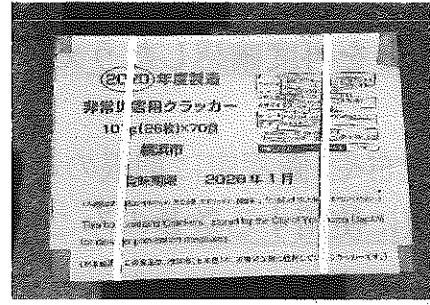
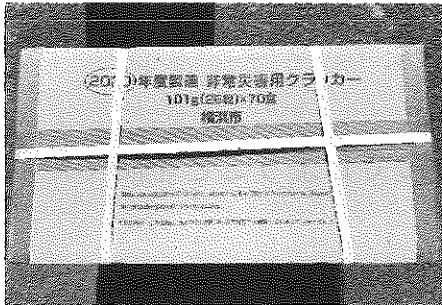
## ①保存パン・緑色ラベル



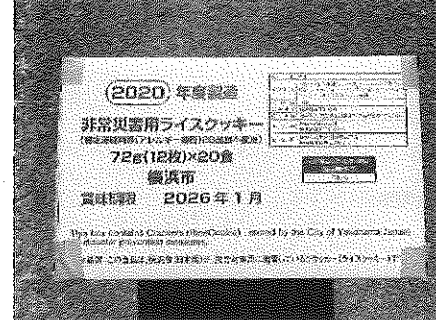
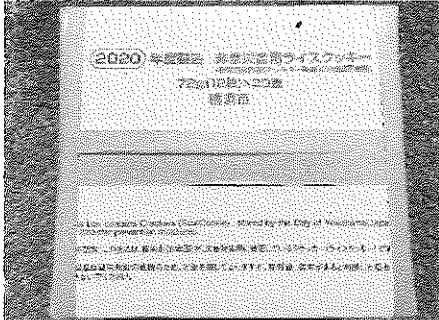
## ②おかゆ・緑色ラベル



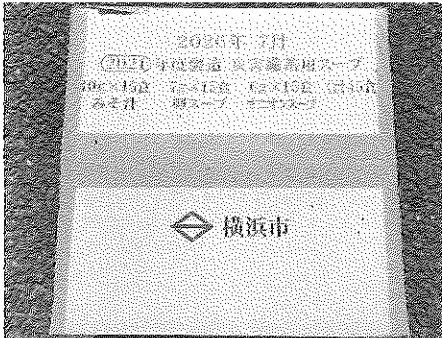
## ③クラッカー・緑色ラベル



## ④ライスクッキー・緑色ラベル



## ⑤スープ・赤色ラベル



## 2026(令和8)年1~3月頃に配送する備蓄品一覧(予定)

| 種類         | 品目                               | 配送対象の拠点  |
|------------|----------------------------------|--|
| 食料<br>衛生用品 | ① レトルト食品                         | 全拠点に配備します  |
|            | ② ペットボトル飲料水                      |  |
|            | ③ 栄養補助飲食品                        |  |
|            | ④ 身体拭き兼おしりふき                     |  |
|            | ⑤ 口腔ケア用品                         |  |
|            | ⑥ エアマット                          |  |
|            | ⑦ 簡易防犯カメラ                        |  |
|            | ⑧ 防犯ブザー                          |  |
| 資器材        | ⑨ パーティション【4㎡】<br>(プライバシー確保用資機材)  | 希望する拠点のみ配備します  |
|            | ⑩ パーティション【約7㎡】<br>(プライバシー確保用資機材) |  |
|            | ⑪ コット<br>(就寝環境向上用資機材)            |  |
|            | ⑫ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器               |  |
|            |                                  | 中区、西区、神奈川区、南区、磯子区の一部拠点のみ配備します<br>(その他の拠点は来年度以降に配備予定) |

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、12月~1月頃を目途に、各区の総務課防災担当や参与等を通じてご案内させていただきます。

## 【2025(令和7)年度】備蓄品の更新等スケジュール(予定)

| 品目                | 2025(令和7)年                       |                      |                      |                         |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |  | 2026(令和8)年                                  |  |  |
|-------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|---|--|--|
|                   | 5月<br>中旬<br>下旬                   | 6月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 7月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 8月<br>上旬<br>中旬<br>下旬    | 9月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 10月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 11月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 12月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 1月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 2月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 | 3月<br>上旬<br>中旬<br>下旬 |  |   |  |  |
| 防災備蓄庫の<br>状況確認等   | 【調査期間】<br>「拠点総会開催日」から<br>6月30日まで |                      |                      | 【実施期間】<br>8月1日から1月30日まで |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |  |   |  |  |
| 備蓄品の更新<br>(配送・回収) | 【調査期間】                           |                      |                      | 【実施期間】<br>8月中旬から9月30日まで |                      |                       | 【実施期間】                |                       |                      |                      |                      |  |   |  |  |
| 備蓄食料の<br>有効活用     | 【実施期間】<br>「拠点総会開催日」から7月24日まで     |                      |                      |                         |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |  | 【実施期間】<br>「備蓄品の更新(配送・回収)完了時」から「各品目の賞味期限内」まで |  |  |
| 新規拡充備蓄品<br>の配送    |                                  |                      |                      |                         |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |  | 【実施期間】<br>1月中旬から3月31日まで                     |  |  |

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
(こども青少年局こども家庭課)

## 妊産婦・乳幼児の災害対策について

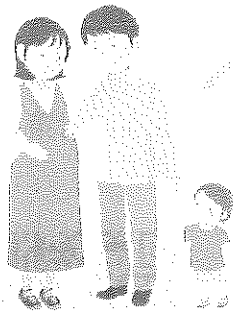
## 1 妊産婦・乳幼児の災害対策について

令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえて、本市では『横浜市地震防災戦略』を改訂し、配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援として、「妊産婦・乳幼児の災害対策」について取り組んでいます。

この度、『災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン』と『動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」』を作成しました。「地域防災拠点訓練」や日頃の防災に関する打合せの際などに、ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

※ 妊産婦・乳幼児の災害対策については、政策経営局男女共同参画推進課の男女共同参画の視点も取り入れながら対応を進めてまいります。

## 2 災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン(当事者及び支援者向け)

災害時の妊産婦・乳幼児の  
避難対応ガイドライン

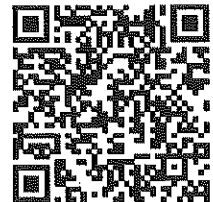
発災時の混乱を低減するための対応について、「妊産婦・乳幼児・ご家族などの当事者」「地域防災拠点の運営者などの支援者」それぞれの視点から具体的な行動の指針をまとめた資料です。

当事者の発災時の対応や日頃からの備えについて記載しているほか、地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮事項を掲載しています。

<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>

横浜市 乳幼児 妊産婦 防災



## &lt;地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮事項&gt;

## 女性、乳幼児へ配慮すべき着眼点 (参考)「地域防災拠点」開設・運営マニュアル

女性

- 妊婦に対して配慮しましょう。  
(休憩できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目では妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等)
- 着替えや洗濯物を干す場所を確保しましょう。
- トイレに行きやすい工夫をしましょう。  
(トイレの設置場所、トイレまでの経路、男女別のトイレの設置等)
- 女性用品は女性が配布するようにしましょう。
- 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、班長等の責任者に女性と男性の両方を配置する、拠点の職員が女性の視点を代弁する等、女性の意見を反映させましょう。
- 女性へのストーカー行為等の犯罪被害を防ぐための防犯の強化を行いましょう。
- 妊婦用に体育館の椅子の活用も考えましょう。

乳幼児

- 授乳スペースを確保しましょう。
- 泣き声への対応を考えましょう。  
(専用スペースの確保等)
- こどものプレイルームを確保しましょう。

【出典】災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン  
(横浜市こども青少年局こども家庭課 令和7年4月初版作成)

### 3 動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」(支援者向け)

避難所運営における妊産婦・乳幼児への配慮の参考になるよう、緑区中山小学校での地域防災拠点訓練の様子とともにまとめた動画です。動画は15分程度の本編と3分程度のダイジェスト版の二種類を作成しています。

<動画本編(約15分間)>



(YouTubeのURL)

<https://www.youtube.com/watch?v=vS8EDbo18yU>

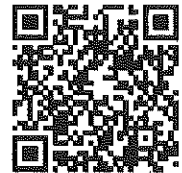


<ダイジェスト版(約3分間)>



(YouTubeのURL)

<https://www.youtube.com/watch?v=wiamPr4Ei1Q>



#### 【参考】親子のための防災ハンドブック(当事者向け)



妊産婦・乳幼児・ご家族などの当事者が、日頃から災害が起きたときのことをイメージし、必要な備えを行えるように対策をまとめた冊子です。本市ウェブサイトで公開しています。

<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>



緑区総務課危機管理担当  
野木・伊藤・渡邊・石割  
TEL: 930-2208  
FAX: 930-2209

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
 (健康福祉局障害施策推進課)

### 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和7年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

#### 1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

#### 2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター  
 TEL:045-681-1211 / Fax:045-680-1550

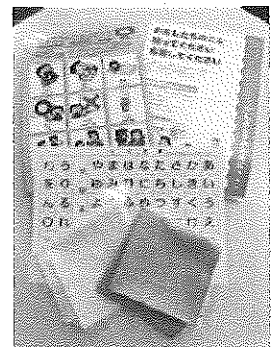
#### 3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーションボードのセット等

<内容> クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布。

- ・説明文書(趣旨書):1
- ・コミュニケーションボード:3
- ・啓発チラシ:3
- ・文字盤:3
- ・バンダナ:緑色3、黄色3



緑区総務課危機管理担当  
 野木・伊藤・渡邊・石割  
 TEL : 930-2208  
 FAX : 930-2209





# 災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために  
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！

## S-net横浜

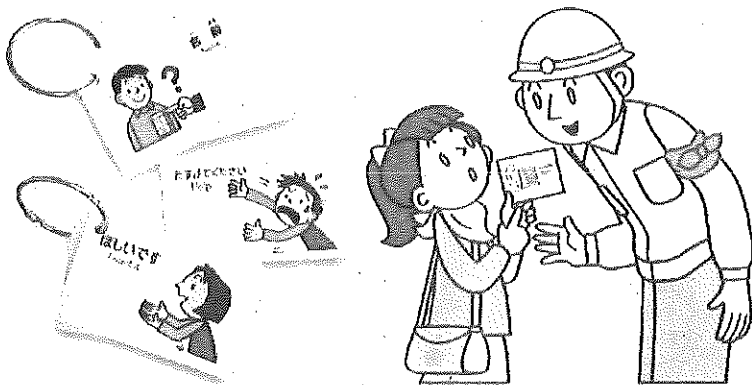
セイフティーネットプロジェクト横浜



自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。  
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。

**日常だけでなく災害時にもつかえます！**

## コミュニケーションボード・カード



わたしたちのこと  
知ってください  
書いてください

わたしたちのことは、  
言葉で伝えることが  
難しい場合があります。  
絵や写真を使って  
伝えることができます。



- イラストは200種類以上！自由に組み合わせて使うことができます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれる。リングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末に保存することもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



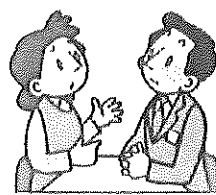
さむい  
I feel cold



まいごになった  
I am lost



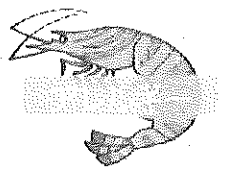
いたい  
I feel pain



75相談したい  
I'd like a consultation



すこし待ってください  
Please wait for a moment



えびアレルギー  
shrimp allergy

# 支えあう

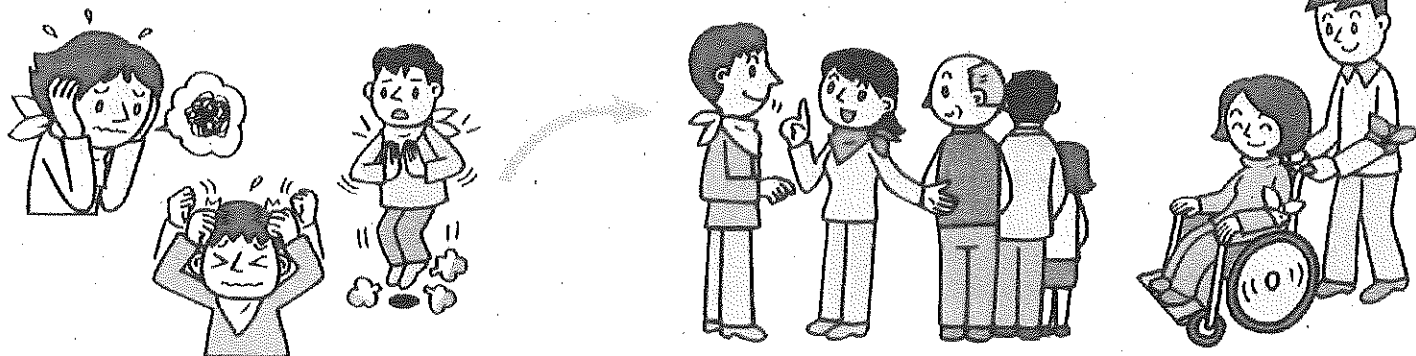
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が必要

支援ができる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

## 黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話します。

# 広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

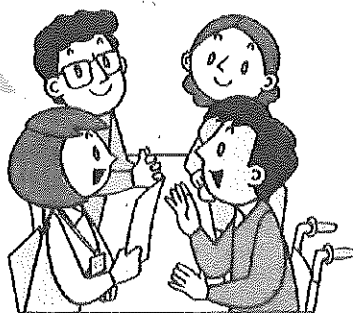
例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

**あなたの街に伺います！**

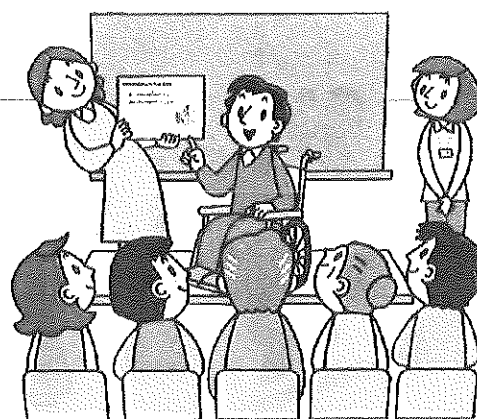
## 出前講座



● S-net 横浜 事務局に相談



● 担い手の皆さんと調整



● 出前講座の様子  
すでに、のべ100以上の講演  
が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL: 045-681-1211 FAX: 045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



## セイフティーネットプロジェクト横浜

地域防災拠点のみなさまへ

### 出前講座をご活用ください

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

#### <申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

#### ■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045-681-1211 FAX 045-680-1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



#### — セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

##### 【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

## 出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。



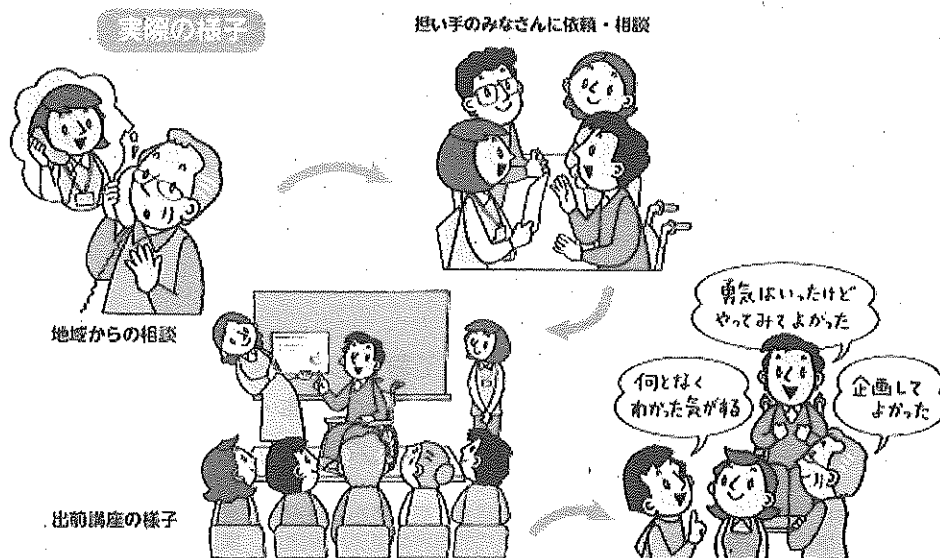
災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット

(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- 障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- 障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



令和 7 年 5 月 23 日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
(総務局男女共同参画推進課)男女ニーズの違いに配慮した防災研修について (依頼)  
～誰もが安心して避難生活を送るために～

このたび、市内すべての地域防災拠点を対象に、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」を開催します。また、新たに4区合同（港北・緑・青葉・都筑）で「女性の防災担い手研修」を開催しますので、受講者のご推薦をお願いします

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。

## 【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。

このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者やその支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

つきましては、能登半島地震など過去の災害で起きた事例を学び、性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたしますので、本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

## 1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

以下の概要を予定していますが、具体的な日程や研修の詳細については、6月下旬に横浜市男女共同参画推進課のホームページにてご案内いたします。

検索 🔍 横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

また、別途チラシも送付する予定です。

## (1) 研修概要

## ア 日程

令和 8 年 1 月～2 月（2 時間程度を予定しています）



イ 場所

男女共同参画センター横浜北 アートフォーラムあざみ野

(最寄駅：横浜市営地下鉄・東急田園都市線あざみ野駅徒歩5分)

ウ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

エ 定員

150名(先着) ※男性の委員の皆様もぜひ御参加ください。

オ 参加費

無料

(2) 申し込み方法

申込書と二次元コードはチラシと一緒に送付いたしますので、電子申請またはFAXでお申込みをお願いします。

申し込み期間：令和7年7月1日(火)～12月12日(金)

(3) 受講決定

申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。

2 女性の防災担い手研修について【港北区・緑区・青葉区・都筑区限定】

(1) 研修概要

以下の概要を予定していますが、具体的な日程や研修の詳細については、6月下旬に横浜市男女共同参画推進課のホームページにてご案内いたします。

検索 ● 横浜市女性の防災担い手研修

また、別途チラシも送付する予定です。



ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

9月～11月

イ 場所

男女共同参画センター横浜北 アートフォーラムあざみ野

(最寄駅：横浜市営地下鉄・東急田園都市線あざみ野駅徒歩5分)

ウ 対象

港北区・緑区・青葉区・都筑区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性  
※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。

エ 定員

50名(1拠点2名まで)(先着)

※受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

オ 内容(質疑応答を含め3時間程度)(予定)

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換

- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

(2) 申し込み方法

申込書と二次元コードはチラシと一緒に送付いたしますので、電子申請またはFAXでお申込みください。

申し込み期間：令和7年7月1日（火）～8月25日（月）

### 3 「防災出前講座」について

(1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。(先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください)

【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等  
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

(2) 申し込み方法

下記担当までお問合せください。

横浜市政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・濱

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.lg.jp

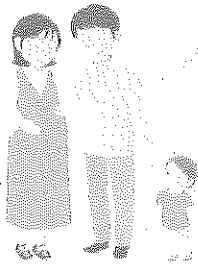
(3) 申し込み期間

7月1日（火）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【参考】

こども青少年局では、『災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン』『動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」』を作成しており、当課とも連携をしながら事業を進めております。「地域防災拠点訓練」や日頃の防災に関する打ち合わせにぜひご活用ください。

災害時の  
避難所  
利用の  
避難対応ガイドライン



<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>



【担 当】 政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・濱  
電 話 045-671-2017

Eメール [ss-danjo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ss-danjo@city.yokohama.lg.jp)



令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
(政策経営局男女共同参画推進課)

## 令和7年度地域防災拠点運営委員に関する調査について (お願い)

平素より、本市の防災にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略」では、多様な意見やニーズが反映された避難所運営が重点取組として位置付けられており、取組指標の一つとして「女性が参画し、ニーズを反映した訓練を実施した地域防災拠点数」が掲げられています。

このことを踏まえ、第6次横浜市男女共同参画行動計画(令和8年度～令和12年度)の策定においても「地域防災における男女共同参画」を一層推進するため、基礎データの把握を目的に、地域防災拠点運営委員の女性人数について調査を実施いたします。

お忙しい中恐れ入りますが、令和7年度の地域防災拠点運営委員や運営委員長・副運営委員長等の役員の総数、女性の人数の回答にご協力をお願いいたします。

## 1 送付文書

別添 12 回答様式

## 2 提出先

参与を通じてご提出ください。

または緑区総務課防災担当までご報告ください。

## 3 提出期限

令和7年7月11日(金)

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209



令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

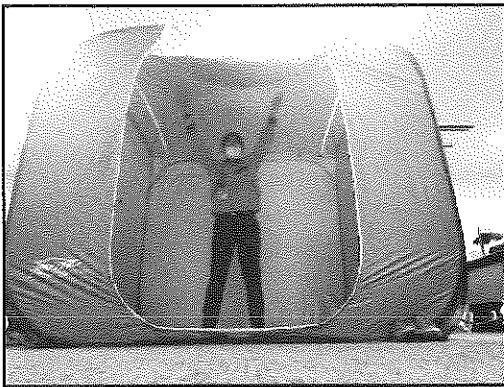
緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 女性視点を取り入れた避難所運営物品等の購入について

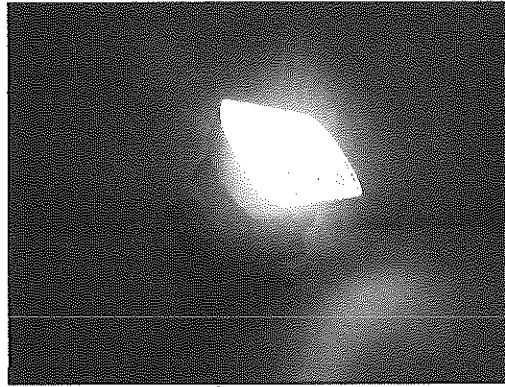
## 1 昨年度の購入物品

女性視点を取り入れた避難所運営物品として、授乳室や更衣室として使用可能な大きさのポップアップクイックシェルターや避難所における安全対策としてLEDライトを購入いたしました。また、高齢者等要援護者用の物品として、折りたたみベッドを購入し、それぞれ以下の表のとおり購入物品を各拠点に配備しました。

| 女性視点を取り入れた避難所運営物品 | 配備数 |
|-------------------|-----|
| ポップアップクイックシェルター   | 4個  |
| LED 人感センサーライト     | 5個  |
| 防犯ブザー             | 10個 |
| 高齢者等要援護者用物品       | 配備数 |
| 折りたたみベッド          | 2個  |



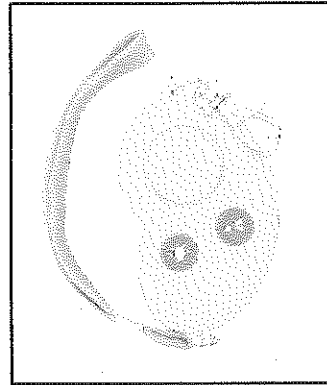
・ポップアップクイックシェルター



・LED 人感センサーライト



・折りたたみベッド



・防災ブザー

## 2 今年度の購入物品について

今年度の方針としては、昨年度に引き続き、女性視点を取り入れた避難所運営物品を購入していく予定です。

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 資機材の使用・維持管理について

過去に、市内で多く発生した資機材の間違った使用方法・維持管理による故障についてお知らせします。

今年度の訓練を行う際にご注意いただきますようお願いいたします。

## 1 発電機

## (1) ガス式

故障原因「残留ガス」

マニュアル上、使用後はボンベを外した状態で配管内の残留ガス使いきるため再度運転し、内部に残ったガスを使い切ることとなっているが、この操作をせず収納したため。

## (2) ガソリン式

故障原因「残留ガソリン」

ガス式同様にガソリンのコックを閉めてから、再度エンジンをかけ、残留しているガソリンを使いきってから、収納してください。

## 2 移動式炊飯器（まかないくん）

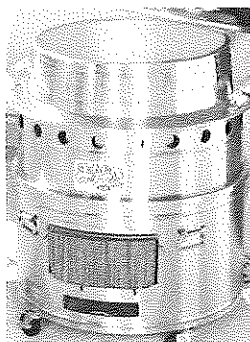
(1) 故障原因「組み立て不良」

羽釜を外し、上部を反転させず使用したため羽釜を破損

## (2) 対応方法

ア 使用前の上部の「まかないくん」のシールが読める状態になっていることを必ず確認してください。

イ 使用後は、小さく収納せず、そのまま収納してください。



「まかないくん」の文字が読める状態で使用する。  
収納もそのまま収納する。

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209



令和 7 年 5 月 23 日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局  
(市民局地域防犯支援課)

## 災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について

これまでの震災において、避難所における窃盗や性被害などの犯罪が問題となったことから、横浜市では令和 7 年 3 月に改訂した「横浜市地震防災戦略」に基づき、誰もが安心して避難所生活を送ることができるよう、避難所の防犯対策の強化に取り組めます。

つきましては、次のとおり、全地域防災拠点に対し、「簡易防犯カメラ」及び「防犯ブザー」の配付を予定していますのでご承知おきください。

1 「簡易防犯カメラ」及び「防犯ブザー」の活用例

## (1) 簡易防犯カメラ（取り外し可能）

各地域防災拠点の状況に応じて、トイレ、更衣室、授乳室の導線など防犯対策が必要な箇所に設置

## (2) 防犯ブザー

避難者が夜間等にトイレ、更衣室、授乳室などを利用する際に貸出用として活用

2 配付スケジュール（予定）

令和 8 年 3 月までに全地域防災拠点に「簡易防犯カメラ」及び「防犯ブザー」の配付を予定しています。

3 その他

「簡易防犯カメラ」及び「防犯ブザー」の活用・運用方法については、詳細を整理した後、配付時にお知らせいたします。

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209





令和7年5月23日

地域防災拠点委員長 各位

地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 防災拠点備蓄庫の点検について

全22拠点の防災備蓄庫に保管されている備蓄品について、数量の確認と資機材の点検を、業者により年2回行います。

実施時期は7月～8月（夏季）、1月～2月（冬季）を予定しています。詳細日程などについては決まり次第、別途連絡いたしますが、点検実施の際は運営委員のお立ち合いをお願いいたします。また昨年度から点検について一部内容を変更しております。

## &lt;点検内容&gt;

- ・ 備蓄庫の状況（破損箇所の有無等）の点検
- ・ 機材（ガス式発電機、ガソリン発電機、投光機）等の動作状況の確認機材（下水直結式仮設トイレ）の数量、動作確認
- ・ 備蓄品の数量の確認
- ・ 燃料等の処分
- ・ その他

※点検実施の際お立ち合いいただき、備蓄物資や防災資機材等を確認の上、参与を通じて、ご提出ください。

または緑区総務課危機管理担当まで下記書類の提出をお願いいたします。

<FAX> 930-2209

<e-mail> md-bousai@city.yokohama.lg.jp

<郵便> 226-0013 緑区寺山町118番地

昨年と同様、立ち合いの際、署名をいただければ点検業者から書類提出とさせていただきます。

別添13 備蓄物資状況確認報告書

別添14 地域防災拠点防災資機材等チェック表

## 【提出期限】

夏季点検（7月～8月予定） 令和7年10月末日

冬季点検（1月～2月予定） 令和8年4月末日

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL：930-2208

FAX：930-2209



令和 7 年 5 月 23 日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

**緑区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について（御案内）**

緑区では、自治会等が進める防災の取組を支援するため、防災の専門知識を有するアドバイザーを派遣する「緑区地域防災アドバイザー派遣事業」を実施します。

つきましては、防災に関する検討会や訓練等の場において、是非、本事業を御活用ください。

**1 派遣を申請できるアドバイザー**

別紙 1 「派遣地域防災アドバイザー 一覧表」のとおり

**2 アドバイザー派遣目的**

- ・ 専門家のアドバイスを受けながら、地域の防災マニュアル作成
- ・ 他都市の事例を参考に地域防災拠点運営のコーディネート
- ・ マンション防災等各種防災関係の研修会の実施
- ・ 女性視点を取り入れた避難所づくり
- ・ 配慮を要する人（災害時要援護者）の視点を取り入れた防災に関する講座
- ・ 地域防災拠点にある資機材取扱いの講習

**3 対象団体**

地区連合自治会、自治会、地域防災拠点運営委員会、マンション管理組合

**4 費用**

アドバイザーの派遣に伴う費用（講師謝金）は区が全額負担します。

ただし、会場費など、講師謝金以外の費用が発生する場合は、自治会等での負担をお願いします。

**5 受付期間・件数**

令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

先着順 20 件（1 団体で最大 2 回まで申請可能）

※20 件に達し次第、受付終了

※1 回あたり 1～2 時間

裏面あり

## 6 申請方法

派遣希望日の30日前までに、Eメール、FAX、総務課窓口のいずれかにて、  
別添15「地域防災アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。

提出先 参与を通じて、ご提出ください。

または緑区総務課危機管理担当まで、お送りください。

<FAX> 930-2209

<e-mail> [md-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:md-bousai@city.yokohama.lg.jp)

<郵便> 226-0013 緑区寺山町118番地

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209

## 派遣地域防災アドバイザー 一覧表

| 派遣アドバイザー  | 得意分野   |
|---|--|
| 一般社団法人<br>減災ラボ<br>※ホームページ URL<br>< <a href="https://www.gensai-lab.com/">https://www.gensai-lab.com/</a> >            | <b>【実施形式】</b><br><input type="radio"/> 講座<br><input type="radio"/> ワークショップ<br><br><b>【得意分野】</b><br><input type="radio"/> 大雨・台風への備え<br><input type="radio"/> 防災訓練の企画<br><input type="radio"/> 防災マニュアル作成支援<br><input type="radio"/> 女性視点での地震防災対策<br><input type="radio"/> 災害時要援護者        |
| 認定 NPO 法人<br>かながわ 311<br>ネットワーク<br>※ホームページ URL<br>< <a href="https://kanagawa311.net/">https://kanagawa311.net/</a> > | <b>【実施形式】</b><br><input type="radio"/> 講座<br><input type="radio"/> ワークショップ<br><br><b>【得意分野】</b><br><input type="radio"/> 防災マニュアル作成支援<br><input type="radio"/> 地域防災拠点の運営コーディネート<br><input type="radio"/> マンション防災<br><input type="radio"/> 女性視点での地震防災対策<br><input type="radio"/> 災害時要援護者 |
| BSCY (防災資機材サポーターク<br>ラブ横浜)  | <b>【実施形式】</b><br><input type="radio"/> 訓練での講習<br><br><b>【得意分野】</b><br><input type="radio"/> 地域防災拠点にある防災資機材の取扱い   |

地域防災アドバイザー派遣申請書

記入例

令和〇年〇月〇日

(申請先)  
横浜市緑区長

申請団体

住所 横浜市緑区〇〇丁目〇〇-〇

団体名 〇〇自治会

代表者名 〇〇 〇〇

連絡先 045 (XXX) XXXX

連絡担当者

氏名 〇〇 〇〇

連絡先 045 (XXX) XXXX

次のとおり地域防災アドバイザーの派遣を申請します。

|                            |       |   |
|----------------------------|-------|---|
| 派遣希望日時<br>※1回あたり1<br>～2時間。 | 第一希望  | 令和〇年〇月〇日 (〇) 14時 00分～ 16時 00分   |
|                            | 第二希望  | 令和〇年〇月〇日 (〇) 9時 30分～ 11時 30分  |
| 派遣先                        | 会場名   | 〇〇自治会館 (〇〇駅徒歩〇分)  |
|                            | 住所    | 緑区〇〇〇〇丁目〇〇-〇  |
| 地域状況                       | 団体の概要 | (団体の特徴、世帯数、防災関係の課題などをわかる範囲で記入ください。)<br>高齢者から子育て世代まで幅広い年代の世帯が加入している。<br>世帯数は約500世帯ありほぼ戸建て。防災関係の課題として、<br>実効性のある防災訓練(特に震災)を行いたいが、世代間によ<br>って訓練内容のニーズが異なるため苦慮している。   |
|                            | 地域の概要 | (地域特性、避難所の環境などをわかる範囲で記入ください。)<br>比較的平地が多く、崖地は少ない。一部世帯が洪水浸水想定区<br>域に入っている。避難所は〇〇小学校となるが、大きな学校で<br>はないため体育館で受け入れられる人数も100人程度と聞いて<br>いる。   |
| アドバイザー                     | 分野    | 防災訓練の企画   |
|                            | 依頼内容  | (可能な限り詳細な依頼内容と当日の実施形式(定例会での訓練・講座)、ア<br>ドバイザーへ求める役割を記入ください。※別紙可能)<br>○依頼内容…各世代(高齢者・子育て世代)の状況にあった防<br>災訓練の企画に関する講義・アドバイス<br>○実施形式…講座・ワークショップ形式<br>○講師へ求める役割<br>前半は各世代が抱える防災の課題に関する一般論を講義いた<br>だき、後半はグループワークで訓練内容を検討していくにあ<br>たり、各グループへアドバイスをいただきたい。 |

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 連絡体制の確保について

震度5強以上の大地震が発生したとき、本市では全員参集による災害対策本部を設置するとともに、発災初動期には、防災関係施設の被害状況の把握や協定締結機関への協力を要請するなど、地域や防災関係機関と連携して、応急業務を実施していきます。

しかし、平成7年の阪神淡路大震災では、地震発生と同時に市街地を中心に不通となり、復旧にも時間がかかり連絡体制に課題が生じました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、発災初動期に、通信規制もありデータ量の多い電話連絡が困難である一方、データ量の少ない携帯電話の電子メールにあっては、混乱期においても比較的通信が可能でした。

そこで、昨今の携帯電話の普及を踏まえ、平常時より、地域や防災関係機関の代表者などの携帯電話番号のほか、メールアドレスなどの緊急連絡先について把握し、発災時における円滑な連絡体制の確保を図りたいと考えております。

つきましては、本趣旨にご理解いただき、別添16「令和7年度地域防災拠点運営委員会連絡先一覧」に、別添17「鍵保管者名簿」を添えて、必要事項を記入し、6月27日（金）までに、総務課あてにご提出をお願いします。

## 【緊急時区役所連絡先】

| 補 職 等                 | 携帯電話番号        | メールアドレス                         |
|-----------------------|---------------|---------------------------------|
| 危機管理・地域防災<br>担当係長（伊藤） | 090-9202-9307 | bousai-yokohama9307@ezweb.ne.jp |
| 危機管理・地域防災<br>担当係長（野木） | 080-5938-3966 | bousai-yokohama3966@ezweb.ne.jp |

※ 上記連絡先は、大規模災害発生時の区役所一般電話又はデジタル移動無線機を補完するものとしてご活用願います。

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL：930-2208

FAX：930-2209





令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

緑区地域防災拠点連絡協議会 事務局

## 地域防災活動奨励助成金の申請及び報告について

令和7年度も引き続き、各地域防災拠点に一律12万円の助成金を交付します。

## 1. 助成金の目的

地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び平時避難訓練その他の活動の運営を円滑に行うことを目的とします。

## 2. 補助対象団体

各地域防災拠点運営委員会

## 3. 補助対象経費（助成金の交付要件）

(1) 協議会が、地域防災拠点に関して、運営委員会が行う打ち合わせ・広報・訓練等、協議会が主に協議会委員等を対象として行う研修等に必要な経費  
※交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外。

(2) 協議会が、地域防災拠点に整備された防災資機材等の管理に必要な経費  
※助成金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

## 4. 補助金額

地域防災拠点運営委員会連絡協議会が一括して請求し、区は各地域防災拠点運営委員会に12万円を振り込みます。

## 5. 提出書類、期限

(1) 申請に係る書類 ※提出期限 令和7年6月27日（金）

別添18 令和7年度事業計画書

別添19 令和7年度予算書

別添20 通帳の写し

裏面あり

拠点訓練の実施有無により、計画書及び予算書を修正いただく場合があります。  
用途が補助対象経費となるか、相談については下記担当までお願いします。

(2) 報告に係る書類 ※提出期限 令和8年4月10日(金)

別添21 令和7年度事業報告書

別添22 令和7年度決算書

別添23 現金出納簿

【提出期限は厳守いただきますようお願いいたします。】

提出先 参与を通じて、ご提出ください。

または緑区総務課危機管理担当まで、お送りください。

<FAX> 930-2209

<e-mail> [md-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:md-bousai@city.yokohama.lg.jp)

<郵便> 226-0013 緑区寺山町118番地

緑区総務課危機管理担当

野木・伊藤・渡邊・石割

TEL : 930-2208

FAX : 930-2209

| 事業内容   | 期日・期間  | 参加予定人数 |
|--|--------|--------|
| 第1回運営委員会<br>年間計画の作成                              | 6月〇日   | 30名    |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)                         | 7月     | 2名     |
| 第2回運営委員会<br>地域防災拠点開設運営訓練事前会議                     | 8月〇日   | 30名    |
| 〇〇学校地域防災拠点開設運営訓練                                 | 9月〇日   | 30名    |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)                         | 12月    | 2名     |
| 第3回運営委員会<br>決算報告                                 | 3月〇日   | 30名    |
| <b>【9月訓練中止の場合】</b>                               |        |        |
| 第2回運営委員会<br>備蓄品・資機材等の購入品の検討<br>(購入予定)発電機・マスク・消毒液 | 8月〇日   | 30名    |
| 備蓄品・資機材等の購入及び防災備蓄庫への搬入                           | 9月～10月 | 2名     |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)                         | 12月    | 2名     |
| 第3回運営委員会<br>決算報告                                 | 3月〇日   | 30名    |

様式

資料5-14

令和7年度予算書

記入例

1 収入

〇〇地域防災拠点運営委員会

(単位:円)

| 項目     | 予算額     | 前年度予算額  | 増△減 | 説明 |
|--------|---------|---------|-----|----|
| 協議会助成金 | 120,000 | 120,000 | 0   |    |
|        |         |         |     |    |
| 収入合計   | 120,000 | 120,000 | 0   |    |

2 支出

(単位:円)

| 項目       | 予算額     | 前年度予算額  | 増△減      | 説明         |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 運営委員会会議費 | 20,000  | 20,000  | 0        | 会議室代、資料代   |
| 防災訓練費    | 20,000  | 30,000  | △ 10,000 | 訓練用資機材、水代等 |
| 備蓄品購入費   | 60,000  | 40,000  | 20,000   | 備蓄食料購入費    |
| 研修・講演会費  | 20,000  | 30,000  | △ 10,000 | 講師代        |
| 支出合計     | 120,000 | 120,000 | 0        |            |

(参考)

資料5-14

- 振込先の通帳の表紙と、  
通帳を開いて1ページ目のコピーを提出してください。

※通帳の1ページ目(イメージ)

|                             |                           |                |           |
|-----------------------------|---------------------------|----------------|-----------|
| おなまえ                        |                           | お客さま番号         |           |
| ミナトチヨウジチカイケイタウトウカナガワバラコ 様   |                           | 〇〇〇〇〇          |           |
| 店番号 〇〇〇                     | 普通預金口座番号 0123456          | 課税区分 〇〇        | (償)限度額 千円 |
|                             | 定期預金口座番号                  | 課税区分           | (償)限度額 千円 |
| 通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日             |                           |                |           |
| 株式会社 横浜みなと銀行                |                           |                |           |
| (銀行コード: 〇〇〇〇)               |                           |                |           |
| お取引店 港町支店                   |                           |                |           |
| 印紙税申告納<br>付につき横浜〇<br>税務署承認済 | お取引店<br>電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇 | 通帳<br>発行店 港町支店 |           |
| (三)                         |                           | □              |           |

銀行名、支店名、口座名義、口座番号が載っています。

様式

資料5-14

令和7年度事業報告書

記入例

〇〇地域防災拠点運営委員会

| 事業内容   | 期日・期間  | 参加人数 |
|--|--------|------|
| 第1回運営委員会<br>年間計画の作成  | 6月□日   | 30名  |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)   | 7月     | 2名   |
| 第2回運営委員会<br>地域防災拠点開設運営訓練事前会議   | 8月□日   | 30名  |
| 〇〇学校地域防災拠点開設運営訓練   | 9月□日   | 30名  |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)   | 12月    | 2名   |
| 第3回運営委員会<br>決算報告   | 3月□日   | 30名  |
| <b>【9月訓練中止の場合】</b><br>第2回運営委員会<br>備蓄品・資機材等の購入品の検討<br>(購入予定)発電機・マスク・消毒液 | 8月□日   | 30名  |
| 備蓄品・資機材等の購入及び防災備蓄庫への搬入   | 9月～10月 | 2名   |
| 委託業者による防災備蓄庫の点検(運営委員立会い)   | 12月    | 2名   |
| 第3回運営委員会<br>決算報告   | 3月□日   | 30名  |

様式

資料5-14

令和7年度決算書

記入例

1 収入

〇〇地域防災拠点運営委員会

(単位:円)

| 項目     | 予算額     | 決算額     | 差引 | 説明 |
|--------|---------|---------|----|----|
| 協議会助成金 | 120,000 | 120,000 | 0  |    |
|        |         |         |    |    |
| 収入合計   | 120,000 | 120,000 | 0  |    |

2 支出

(単位:円)

| 項目       | 予算額     | 決算額     | 差引       | 説明         |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 運営委員会会議費 | 20,000  | 15,000  | 5,000    | 会議室代、資料代   |
| 防災訓練費    | 20,000  | 25,000  | △ 5,000  | 訓練用資機材、水代等 |
| 備蓄品購入費   | 60,000  | 50,000  | 10,000   | 備蓄食料購入費    |
| 研修・講演会費  | 20,000  | 30,000  | △ 10,000 | 講師代        |
| 支出合計     | 120,000 | 120,000 | 0        |            |

## 現金出納簿

(単位:円)

| 年月日          | 事項                           | 収入金額    | 支出金額   | 残額      |
|--------------|------------------------------|---------|--------|---------|
| 令和7年<br>〇月〇日 | 協議会助成金入金                     | 120,000 |        | 120,000 |
| 〇月〇日         | 第1回運営会議会議室使用料                |         | 4,000  | 116,000 |
| 〇月〇日         | 第1回運営会議資料印刷費                 |         | 1,000  | 115,000 |
| 〇月〇日         | 第2回運営会議会議室使用料                |         | 3,000  | 112,000 |
| 〇月〇日         | 第2回運営会議資料印刷費                 |         | 1,000  | 111,000 |
| 〇月〇日         | 備蓄食料(備蓄米)購入費<br>50食分         |         | 10,000 | 101,000 |
| 〇月〇日         | 備蓄品(水)購入費<br>2ℓ×50本          |         | 8,000  | 93,000  |
| 〇月〇日         | 拠点訓練用資機材購入費<br>(発電機)         |         | 15,000 | 78,000  |
| 〇月〇日         | 拠点訓練用資機材購入費<br>(ガソリン)        |         | 5,000  | 73,000  |
| 〇月〇日         | 拠点訓練用水購入費                    |         | 5,000  | 68,000  |
| 〇月〇日         | 備蓄食料(液体ミルク)購入費<br>240ml×100本 |         | 20,000 | 48,000  |
| 〇月〇日         | 備蓄食料(保存パン)購入費<br>50缶         |         | 12,000 | 36,000  |
| 令和8年<br>〇月〇日 | 防災講和講師謝礼金                    |         | 30,000 | 6,000   |
| 〇月〇日         | 第3回運営会議会議室使用料                |         | 4,000  | 2,000   |
| 〇月〇日         | 第3回運営会議資料印刷費                 |         | 2,000  | 0       |
|              |                              |         |        |         |
|              |                              |         |        |         |
|              |                              |         |        |         |
|              |                              |         |        |         |
|              |                              |         |        |         |

領収書等の保管をお願いします。



## 横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱（抜粋）

### （交付要件）

第4条 区長は、運営委員会及び協議会が当該年度の4月1日から3月31日までの間に行う、防災訓練、研修会、運営のための会合その他の地域防災拠点の運営及び管理に係る活動に対して、助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

### （交付決定の取消し）

第8条 区長は助成金交付を決定した協議会が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、地域防災活動奨励助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により、協議会に通知するものとする。

(1) この要綱又は助成金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

交付申請の内容と実績報告の内容が異なる場合に対象となる場合があります

### （活動中止及び申請取下げ）

第9条 助成金の交付決定を受けた協議会は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

現在の要綱では、事業計画の変更を想定していないため、変更時は取下げ、再申請となります



地域防災拠点運営委員長

令和7年度「多文化共生の視点を取り入れた防災出前講座」のご案内

国際局政策総務課多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約13万人となり、ここ数年、毎年約1万人ずつ増えています。  
外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。

事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、  
30分ほどの講座で、役立つ翻訳ツールや、対応するときにヒントになる情報をご提供します。

地域防災拠点の訓練のメニューに加えてみませんか。運営委員の皆さんの会合に合わせた開催も可能です。

【対象】2パターン

- ①地域防災拠点の 訓練参加者 向け
- ②地域防災拠点の 運営関係者 向け(概ね7名以上)

【時間】30分程度

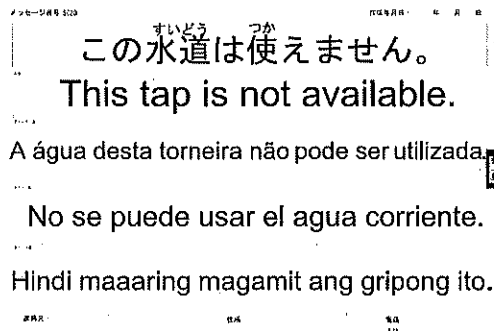
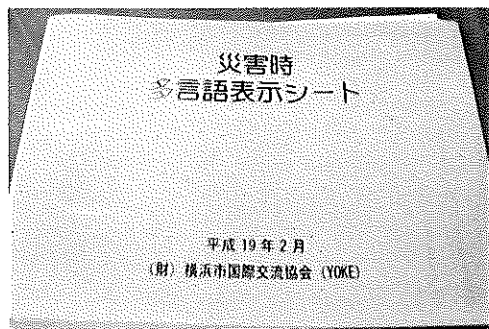
【日時】令和8年2月末までの希望日

【申込】

令和7年12月26日(金)までに、下記連絡先の担当者へご連絡ください。  
対象②については、概ね7名以上の参加者と、場所の確保のご準備をお願いします。

【内容】

- ・地域防災拠点に配置されている「災害時多言語表示シート」の使い方
- ・外国人が災害時に直面する課題・対応方法
- ・「やさしい日本語」の紹介 など



連絡先：国際局政策総務課 多文化共生担当 和田・打木

TEL:045-671-3826 FAX:045-664-7145 Eメール:ki-tabunka@city.yokohama.lg.jp

【参考】市内在住外国人人口の状況

令和7年2月末現在

| 区     | 総数      | 中国     | ベトナム   | 韓国     | フィリピン | ネパール  | インドネシア | インド   | 台湾    | ミャンマー | ブラジル  |
|-------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市   | 127,678 | 45,435 | 13,465 | 12,404 | 9,614 | 8,798 | 4,046  | 3,699 | 3,202 | 3,114 | 2,820 |
| 鶴見区   | 16,953  | 5,623  | 2,098  | 1,352  | 1,555 | 1,478 | 468    | 296   | 296   | 323   | 1,255 |
| 神奈川区  | 9,650   | 3,235  | 997    | 1,002  | 520   | 1,273 | 259    | 167   | 220   | 293   | 108   |
| 西区    | 6,173   | 2,306  | 396    | 678    | 224   | 869   | 87     | 92    | 210   | 171   | 61    |
| 中区    | 18,853  | 9,805  | 721    | 1,934  | 829   | 1,331 | 123    | 303   | 768   | 225   | 118   |
| 南区    | 13,529  | 6,990  | 964    | 1,300  | 1,134 | 725   | 189    | 96    | 327   | 240   | 65    |
| 港南区   | 3,628   | 1,176  | 505    | 497    | 394   | 154   | 120    | 45    | 82    | 87    | 38    |
| 保土ヶ谷区 | 6,829   | 2,306  | 696    | 638    | 540   | 740   | 206    | 148   | 144   | 248   | 68    |
| 旭区    | 4,556   | 1,011  | 749    | 383    | 379   | 322   | 440    | 63    | 81    | 170   | 39    |
| 磯子区   | 6,558   | 3,179  | 575    | 513    | 548   | 251   | 172    | 138   | 123   | 156   | 109   |
| 金沢区   | 4,006   | 766    | 729    | 335    | 408   | 175   | 198    | 64    | 73    | 228   | 140   |
| 港北区   | 8,556   | 2,018  | 1,097  | 1,168  | 789   | 509   | 302    | 140   | 304   | 174   | 151   |
| 緑区    | 5,642   | 1,097  | 451    | 348    | 485   | 209   | 352    | 1,524 | 63    | 190   | 153   |
| 青葉区   | 5,994   | 1,431  | 631    | 692    | 364   | 146   | 357    | 324   | 155   | 181   | 83    |
| 都筑区   | 4,503   | 775    | 560    | 537    | 433   | 75    | 188    | 200   | 141   | 119   | 130   |
| 戸塚区   | 5,277   | 1,910  | 753    | 518    | 376   | 328   | 230    | 56    | 81    | 125   | 123   |
| 栄区    | 1,695   | 502    | 226    | 198    | 181   | 39    | 50     | 25    | 60    | 48    | 26    |
| 泉区    | 2,683   | 765    | 677    | 154    | 184   | 42    | 124    | 13    | 36    | 49    | 94    |
| 瀬谷区   | 2,593   | 540    | 640    | 157    | 271   | 132   | 181    | 5     | 38    | 87    | 59    |

# 横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

制 定 平成8年4月1日

最近改正 令和6年4月1日 総地第214号(局長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、地域防災拠点運営委員会及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うために、横浜市地域防災活動奨励助成金（以下、「助成金」という。）を交付する際に必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等で構成する団体をいう。

(2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）

地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者で構成する団体をいう。

## (交付方法)

第3条 助成金は、予算を総務局から各区へ配付し、区から協議会へ交付するものとする。

2 助成金の協議会への支出は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市会計規則51条に基づき、前金払いとすることができる。

3 助成金は、原則として、協議会の取引銀行の預金口座に振り込むものとする。

## (交付要件)

第4条 区長は、運営委員会及び協議会が当該年度の4月1日から3月31日までの間に行う、防災訓練、研修会、運営のための会合その他の地域防災拠点の運営及び管理に係る活動に対して、助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

## (交付基準)

第5条 助成金の基準額は、運営委員会の数に12万円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で運営委員会が新たに発足する場合の助成金の基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 年度内の運営委員会の活動期間が9か月以上の場合は、12万円とする。

(2) 年度内の運営委員会の活動期間が6か月以上9か月未満の場合は9万円とする。

(3) 年度内の運営委員会の活動期間が3か月以上6か月未満の場合は7万円とする。

(4) 年度内の運営委員会の活動期間が3か月未満の場合は2万円とする。

## (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする協議会は、次の各号に定める書類を区長に提出しなければ

ならない。

- (1) 地域防災活動奨励助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 地域防災活動事業計画書（第2号様式）
- (3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（第3号様式）

（交付決定）

第7条 区長は、助成金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは助成金の交付を決定し、地域防災活動奨励助成金交付決定通知書（第4号様式）により、協議会に通知するものとする。

2 区長は、必要と認めるときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、助成金の不交付を決定し、地域防災活動奨励助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は助成金交付を決定した協議会が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、地域防災活動奨励助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により、協議会に通知するものとする。

- (1) この要綱又は助成金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

（活動中止及び申請取下げ）

第9条 助成金の交付決定を受けた協議会は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

（請求）

第10条 助成金の交付決定を受けた協議会は、地域防災活動奨励助成金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）を区長へ提出しなければならない。

2 区長は、請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（活動実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた協議会は、活動を完了した後、区長が定める期日までに、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動事業完了報告書（第8号様式）
- (2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書（第9号様式）
- (3) 監査報告書（第10号様式）
- (4) 運営委員会事業報告書
- (5) 運営委員会の収支を証する書類の写し

（額の確定）

第12条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、地域防災活動奨励助成金額確定通知書（第11号様式）により協議会に通知するものとする。

（返還）

第 13 条 区長は、助成金の額が確定した場合において、交付した助成金に余剰金があると認められる場合は、地域防災活動奨励助成金返還請求書（第 12 号様式）をもって、協議会に対して余剰金の返還を求めるものとする。

（関係書類の整備）

第 14 条 助成金の交付を受けた協議会は、助成金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条の規定については、平成 24 年度の補助金に係る事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

